

株 主 各 位

神戸市中央区脇浜町 2 丁目10番26号

株式会社神戸製鋼所

代表取締役社長 犬伏 泰夫

第153回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申しあげます。

さて、当社第153回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいまして、以下のいずれかの方法により、平成18年 6 月27日（火曜日）午後 5 時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

〔インターネットによる議決権の行使〕

55ページに記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご高覧のうえ、画面の表示に従って賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年 6 月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町 6 丁目11番 1
神戸国際展示場 2 号館（1 階）

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第153期(平成17年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日まで)営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに貸借対照表および損益計算書報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第153期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第 1 号議案 第153期利益処分案承認の件
第 2 号議案 定款一部変更の件
第 3 号議案 取締役 9 名選任の件
第 4 号議案 監査役 1 名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(55ページに記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。)

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権を有する他の株主 1 名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください。

# 営業報告書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

## 1. 営業の概況

### (1) 企業集団の営業の経過および成果ならびに今後の課題

#### ① 営業の状況

当期のわが国経済は、企業収益が改善を続ける中、民間設備投資が引き続き増加するとともに、個人消費も底堅く推移し、米国・アジア経済の好調により輸出も拡大を続けたことなどから、順調に回復してまいりました。

このような状況の中、当社グループは、「2003-2005年度連結中期経営計画」の総仕上げの年として、「オンリーワン・ナンバーワン製品」の創出・拡大などの重点施策を強力に推し進めるとともに、好調な製造業向けを中心に需要の取り込みや販売価格の改善に一層注力してまいりました。この結果、鉄鋼、電子材料を中心に業績は大幅に改善いたしました。

当期の連結業績は、売上高は前期に比べ2,235億円増収の1兆6,673億円、営業利益は538億円増益の2,203億円、経常利益は609億円増益の1,769億円となりました。また、税引き後の当期純利益は、不動産事業の分割に関連する損失、環境対策費用、および加古川製鉄所で発生した火災事故に伴う損失を特別損失として計上したことなどから、845億円となりました。

単独業績につきましては、売上高は前期に比べ1,350億円増収の1兆347億円、営業利益は365億円増益の1,423億円、経常利益は427億円増益の1,106億円となりました。また、税引き後の当期純利益は491億円となりました。

当期の配当につきましては、継続的かつ安定的な実施を基本としつつ、配当性向や、将来の成長のために必要な投資資金、財務体質の改善状況などを総合的に勘案し、1株につき6円とする案をお諮りさせていただきたく存じます。株主の皆様には、何卒ご了承賜われますようお願い申し上げます。

当社グループは、事業競争力の強化を図るため、戦略的な設備投資の実行や海外拠点の設立・立ち上げなどに、引き続き注力してまいりました。

鉄鋼関連事業では、平成19年稼働に向け、加古川製鉄所の第2高炉の改修工事が順調に進捗しているほか、神戸製鉄所の第3高炉につきましても、同規模では業界最短の48日間（工事期間：平成19年11月～12月）で改修することを決定しております。改修工事の短縮により、生産への影響を最小限に留めるとともに、第3高炉再稼働後は、建設中の連続鑄造設備と組み合わせることによって、高級特殊鋼分野における競争力の維持・強化を図ってまいります。一方、自動車生産の大幅な増加が見込まれる中国において、自動車用特殊鋼線材の二次加工拠点として、昨年4月、生産を開始した「神鋼線材加工（佛山）有限公司」（持株比率：当社60%、商社他40%）に続いて、昨年8月、江蘇省江

陰市に自動車サスペンション用ばね材の製造・販売会社である「江陰法爾勝杉田彈簧製線有限公司」（持株比率：当社35%、株式会社杉田製線25%、商社他40%）を設立いたしました。

アルミ・銅関連事業では、昨年5月、中国江蘇省蘇州市に、電子材料用銅板材のスリット加工・販売などを行なう「蘇州神鋼電子材料有限公司」を当社の100%子会社として設立いたしました（本年7月稼動予定）。

建設機械関連事業では、昨年10月、中国における第二の生産拠点となる油圧ショベル生産会社「杭州神鋼建設機械有限公司」（持株比率：コベルコ建機株式会社51%、商社他49%）が本格稼動いたしました。この結果、中国では、既に稼動中の「成都神鋼建設機械有限公司」と併せて、内陸部および沿岸部双方のショベル需要に対応していくことが可能となりました。

不動産関連事業では、昨年10月、当社の不動産部門を会社分割し、「神鋼不動産株式会社」として、新たなスタートを切りました。安定的な収益体質を早期に構築し、更なる発展を目指してまいります。

新日本製鐵株式會社、住友金属工業株式会社との連携につきましては、住友金属工業株式会社の鉄源設備の共同利用など各種施策を進めてまいりました。加えて、これらをより一層円滑かつ確実に推進していくため、相互に株式の追加取得を行ないました。更に、この連携施策が各社の企業価値の維持・向上に極めて重要であるとの認識のもと、本年3月、3社のいずれかに買取提案がなされた場合に他の2社への通知と要請に基づいて、買取提案が提携関係に与える影響およびその対応について、共同で検討する旨を取り決めた3社覚書を締結いたしました。

当社グループの事業別の営業状況は、以下のとおりであります。

### 【鉄鋼関連事業】

国内の鋼材需要は、造船、自動車、産業機械など製造業向けを中心に、堅調に推移しました。一方、輸出については中国等における生産能力拡大によって、汎用品分野で需給バランスが悪化し、市況が軟化しました。このような状況の中、当社は価格重視の受注方針で臨んだ結果、鋼材出荷数量は、輸出向けが減少し、全体でも前期を下回りました。一方、鋼材販売価格は、原材料価格の高騰や、当社が得意とする高級品の堅調な需要を背景に、内外とも改善が進みました。また、鑄鍛鋼品は、世界的な船舶需要の拡大をうけて、船用向けを中心に販売数量が増加しました。更に、チタン製品についても需要の拡大を背景に、売上高は前期を上回りました。

溶接材料の需要については、国内は造船、自動車、建設機械向けなどを中心に好調を維持し、海外についても、造船、自動車に加え、エネルギー関連プロジェクト向けが堅調に推移しました。

この結果、当事業の売上高は前期比20%増の7,583億円となり、営業利益は、総平均法に基づく在庫評価の影響による収益の押し上げ効果もあり、前期に比べ390億円増益の1,309億円となりました。

### 【電力卸供給事業】

現在、神鋼神戸発電所では1号機、2号機あわせて最大出力140万キロワットの電力供給体制が整っており、当事業の売上高は、電力単価に転嫁される燃料用石炭価格の上昇等により、前期比11%増の652億円となり、営業利益は前期並みの195億円となりました。

### 【アルミ・銅関連事業】

アルミ圧延品の販売量は、主力の飲料用缶材の国内向けがアルミボトル缶の採用増に伴い堅調であったことに加え、自動車向けパネル材や磁気ディスク用アルミ基板も引き続き好調に推移しました。一方、輸出については、価格改善を優先し、缶材、印刷版、エアコン用フィン材などで一部受注を見送ったことから、アルミ圧延品全体では、前期を下回りました。

銅圧延品の販売量は、板条は半導体リードフレームが調整局面から脱したこと、また、自動車電装部品に使用される端子も引き続き好調に推移したことから、前期を上回りました。一方、銅管は猛暑影響の反動に加え、輸出が減少したことから、銅圧延品全体では、前期を下回りました。

アルミ鋳鍛造品については、半導体製造装置向けなどの増加により売上高は前期を上回りました。

以上のように、全体として販売量は減少したものの、地金価格の高騰による影響等により、当事業の売上高は前期比8%増の3,049億円となり、営業利益は、総平均法に基づく在庫評価の影響もあり、前期に比べ64億円増益の233億円となりました。

### 【機械関連事業】

国内向け受注は、好調な民間設備投資を背景に、圧縮機、圧延機械などが堅調に推移したものの、環境ビジネスの競争激化による低迷に加えて、橋梁事業からの撤退の影響もあり、前期に比べ2%減の1,465億円となりました。また、海外向けは、中東やアジアにおける石油・エネルギー業界の活発な設備投資を背景に、圧縮機、樹脂機械、LNG機器および石油精製用の高圧容器を中心に堅調に推移したものの、直接還元製鉄プラントの受注が前年度に集中したこともあり、前期に比べ26%減の928億円となりました。

この結果、当事業全体の受注高は、前期比13%減の2,394億円となり、当期末の受注残高は2,467億円となりました。

また、当事業の売上高は、圧縮機等の継続的かつ好調な受注をうけて、前期比14%増の2,592億円となったものの、直接還元製鉄プラントのライセンス収入が減少したこともあり、営業利益は前期並みの103億円となりました。

### 【建設機械関連事業】

油圧ショベルの国内市場は、公共工事の減少傾向が続いているものの、好調な民間設備投資や、中国など海外市場への中古車輸出による国内ストック台数の減少等を背景とした更新需要に支えられ、堅調に推移しました。また、海外においても、欧米市場が拡大基調を維持していることに加え、低迷していた中国市場においても需要の回復傾向が鮮明になったことなどから、全体としては堅調に推移しました。更に、クレーン事業も好調に推移したことから、当事業の売上高は前期比10%増の2,270億円となり、営業利益は前期に比べ16億円増益の88億円となりました。

## 【不動産関連事業】

不動産販売事業においては、関西地区を中心としたマンションの竣工・引渡しが集まったことなどから、当事業の売上高は前期比45%増の472億円となり、営業利益は前期に比べ20億円増益の51億円となりました。

## 【電子材料・その他の事業】

電子材料においては、液晶ディスプレイ用ターゲット材ならびにエレクトロニクス関連の試験分析需要を着実に取り込んだことなどから、全体の売上高は前期比13%増の611億円となり、営業利益は前期に比べ33億円増益の174億円となりました。

## ② 今後の課題

今後の見通しにつきましては、国内の設備投資や個人消費など民間需要は引き続き好調に推移すると見込まれるなど、景気は順調に回復するものと予想されますが、量的緩和と政策の解除に伴う金利の上昇や原油価格の更なる高騰、米国・中国経済の動向など、懸念される要素も幾つかあり、必ずしも楽観できる状況とはいえません。

このような状況の中、当社グループが取り組むべき重点事業戦略は、次のとおりであります。

**鉄鋼関連事業**では、引き続き堅調な需要が続くと見込まれる造船・自動車向けを中心に「オンリーワン製品」を拡販・創出し、プレゼンス向上を図ってまいります。また、高炉改修を始めとした設備投資案件につきましても、その投資効果を最大限発揮できるよう円滑な立ち上げに努めてまいります。加えて、中長期的な観点から、原料の安定調達の確保、技能継承の円滑な推進など、事業基盤の強化に着実に取り組んでまいります。

溶接材料分野では、足下の旺盛な需要を確実に取り込むとともに、海外における現地拠点の拡充、拠点網を活かした拡販活動などに注力し、世界のリーディングカンパニーを目指してまいります。

**電力卸供給事業**では、設備保全の更なる強化や操業技術の蓄積を図り、安定操業の継続と収益の確保に努めてまいります。

**アルミ・銅関連事業**では、原油価格・地金価格の高止まりによるコストアップが懸念されることから、販売価格の改善に努めるとともに、燃料転換、省エネ化などのコスト削減を徹底してまいります。また、今後も拡大が見込まれる自動車・IT関連分野における拡販活動を更に強化し、収益の拡大に努めてまいります。

**機械関連事業**では、好調な設備投資を背景に、最大の受注量確保に努めるとともに、商品力強化やコストダウン等により収益の最大化を目指してまいります。需要環境の厳しい環境分野では、徹底したコスト削減により収益力の強化を図ります。また、直接還元製鉄プラントについては、安価な石炭を還元剤とするプロセスに対する新設需要が見込まれており、受注活動に全力をあげるとともに、将来の収益源の一つとして育成してまいります。

**建設機械関連事業**では、需要が堅調に推移する中、販売台数の更なる拡大を目指すとともに、事業環境の変化に対する適応力の強化を図るべく、コスト競争力の強化、カスタマーサポート体制の強化を通じたブランド力の向上によるプレゼンスの確保など、事業基盤強化策を推進してまいります。

**不動産関連事業**では、賃貸・ビルマネジメント事業などの安定収益分野の拡充に加え、分譲事業を安定的に推進することにより、事業基盤の強化に取り組んでまいります。

電子材料・その他の事業では、液晶ディスプレイ用ターゲット材の需要増を確実に取り込むとともに、生産性の向上、コストダウンなどにより、引き続き最大の収益確保を図ってまいります。加えて、次世代光ディスク用ターゲット材の早期実用化と市場開拓に積極的に取り組んでまいります。

当社グループは、本年4月に、「2006-2008年度グループ中期経営計画」を策定し、「オンリーワン製品」の拡販と創出、「ものづくり力」の強化、財務体質の強化などを基本方針に掲げ、収益力の更なる強化と環境変化に対応できる強い企業体質の構築に向けて取り組みを開始いたしました。なお、本計画の最終年度における財務目標については、「経常利益1,800億円以上」、「当期純利益1,000億円以上」、「ROA 5%以上」(注) および「デット・エクイティ・レシオ0.8倍以下」(注) と定めております。

(注) 1. ROA：当期純利益／総資産

2. デット・エクイティ・レシオ：プロジェクトファイナンスを除く有利子負債残高／(資本金+資本剰余金+利益剰余金)

内部統制システムにつきましては、当社および主要グループ会社においては、『企業倫理綱領』を制定して法令等遵守の規範・基準を定めるとともに、外部の委員をメンバーとする「コンプライアンス委員会」を設置し、外部の弁護士を受付窓口とする内部通報システムを導入するなど、コンプライアンス体制の充実を図っております。また、当社事業を取り巻くリスクについては、想定リスクを抽出して、その予防保全策を定める『リスク管理大綱』を策定しており、適宜その内容を見直すとともに、その対象を主要グループ会社に順次展開しております。このような内部統制システムのモニタリングについては、内部監査部門により適切性や有効性の検証を実施しております。

なお、当社は、昨年9月29日に公正取引委員会より、鋼製橋梁談合事件に関し排除勧告を受け、これを応諾いたしました。この事実を厳粛かつ真摯に受け止め、コンプライアンス体制の再徹底を重要な経営課題として、今後の再発防止に全力をあげてまいります。加えて、環境、安全、防災といった観点にも十分配慮するとともに、地域社会との共生を始めとして社会貢献に積極的に取り組んでいく所存であります。

最後になりましたが、当社グループは、今まで培ってきた強みや実績を踏まえつつ、グループとして大切にしていきたいことを明文化し、「企業理念」として制定いたしました。この理念のもと、株主・投資家、取引先、従業員、地域社会など、あらゆるステークホルダーの皆様に対して企業としての社会的責任を全うできるように努力を続けることにより、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

#### — ( 神戸製鋼グループ「企業理念」 ) —

1. 信頼される技術、製品、サービスを提供します
2. 社員一人ひとりを活かし、グループの和を尊びます
3. たゆまぬ変革により、新たな価値を創造します

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜われますようお願い申しあげます。

### ③ 生産量、受注および事業別の売上高・営業利益の状況

#### ● 生産量の状況

| 区 分               |                   | 第152期<br>(平成16年度) | 第153期(当期)<br>(平成17年度) |
|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|
| 鉄 鋼 関 連 事 業       | 粗 鋼               | 千トン<br>7,806      | 千トン<br>7,653          |
| ア ル ミ ・ 銅 関 連 事 業 | アルミ圧延品<br>銅 圧 延 品 | 375<br>155        | 353<br>141            |

#### ● 受注の状況

| 区 分    |         |     | 第152期<br>(平成16年度) | 第153期(当期)<br>(平成17年度) |
|--------|---------|-----|-------------------|-----------------------|
| 機械関連事業 | 受 注 高   | 国 内 | 百万円<br>150,082    | 百万円<br>146,594        |
|        |         | 海 外 | 126,066           | 92,868                |
|        |         | 合 計 | 276,148           | 239,462               |
|        | 受 注 残 高 | 国 内 | 133,575           | 122,503               |
|        |         | 海 外 | 101,528           | 124,226               |
|        |         | 合 計 | 235,104           | 246,729               |

#### ● 事業別の売上高・営業利益の状況

| 区 分                   | 第152期<br>(平成16年度)       |               | 第153期(当期)<br>(平成17年度)   |                |
|-----------------------|-------------------------|---------------|-------------------------|----------------|
|                       | 売上高                     | 営業利益          | 売上高                     | 営業利益           |
| 鉄 鋼 関 連 事 業           | 百万円<br>631,327          | 百万円<br>91,868 | 百万円<br>758,368          | 百万円<br>130,906 |
| 電 力 卸 供 給 事 業         | 58,600                  | 19,496        | 65,208                  | 19,529         |
| ア ル ミ ・ 銅 関 連 事 業     | 282,983                 | 16,910        | 304,945                 | 23,362         |
| 機 械 関 連 事 業           | 226,845                 | 10,315        | 259,277                 | 10,381         |
| 建 設 機 械 関 連 事 業       | 206,648                 | 7,219         | 227,027                 | 8,827          |
| 不 動 産 関 連 事 業         | 32,472                  | 3,078         | 47,244                  | 5,126          |
| 電 子 材 料 ・ そ の 他 の 事 業 | 54,008                  | 14,066        | 61,128                  | 17,465         |
| 全 社 お よ び 消 去         | △ 49,113                | 3,622         | △ 55,887                | 4,794          |
| 合 計<br>(うち海外売上高)      | 1,443,771<br>( 365,924) | 166,576       | 1,667,313<br>( 420,873) | 220,395        |

## (2) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

### ① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

| 区 分            | 第150期<br>(平成14年度) | 第151期<br>(平成15年度) | 第152期<br>(平成16年度) | 第153期(当期)<br>(平成17年度) |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 1,204,749         | 1,219,179         | 1,443,771         | 1,667,313             |
| 営 業 利 益(百万円)   | 81,053            | 100,699           | 166,576           | 220,395               |
| 経 常 利 益(百万円)   | 35,442            | 50,789            | 116,028           | 176,932               |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 1,723             | 22,066            | 51,288            | 84,559                |
| 1株当たり当期純利益     | 59銭               | 7円43銭             | 17円27銭            | 27円93銭                |
| 総 資 産(百万円)     | 1,902,641         | 1,916,338         | 1,901,202         | 2,074,241             |
| 純 資 産(百万円)     | 293,138           | 330,126           | 379,213           | 529,999               |
| 1株当たり純資産       | 98円96銭            | 111円23銭           | 127円79銭           | 170円64銭               |

(注) 当社は第152期より、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。

#### 【第151期】

売上高は、鋼材出荷数量の増加と販売価格の上昇に加えて、中国における建設機械需要の拡大やIT関連分野が好調であったことなどから、前期を上回り、経常損益も増益となりました。当期純損益は、投資有価証券等評価損が減少したことなど特別損益が改善したことなどから、大幅な増益を果たすことができました。

なお、純資産は、利益の確保等により増加いたしました。

#### 【第152期】

売上高は、鋼材などの素材系や電子材料が好調であったことなどから、前期を上回り、経常損益も大幅な増益となりました。当期純損益は、固定資産の減損損失や、たな卸資産評価損などを特別損失に計上したものの、経常利益の増加もあり、大幅な増益となりました。

なお、純資産は、利益の確保等により増加いたしました。

#### 【第153期(当期)】

売上高は、鉄鋼、電子材料などが好調であったことなどから、前期を上回り、経常損益も大幅な増益となりました。当期純損益は、不動産事業の分割に関連する損失、環境対策費用、および加古川製鉄所で発生した火災事故に伴う損失を特別損失として計上したものの、経常利益の増加もあり、大幅な増益となりました。

なお、利益の確保や転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使があったことに加えて、株価上昇による投資有価証券の評価差額金の増加により、純資産は増加いたしました。



## ② 当社の営業成績および財産の状況の推移

| 区 分            | 第150期<br>(平成14年度) | 第151期<br>(平成15年度) | 第152期<br>(平成16年度) | 第153期(当期)<br>(平成17年度) |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-----------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 807,231           | 801,118           | 899,731           | 1,034,773             |
| 営 業 利 益(百万円)   | 52,258            | 61,305            | 105,740           | 142,339               |
| 経 常 利 益(百万円)   | 20,263            | 25,251            | 67,849            | 110,600               |
| 当 期 純 利 益(百万円) | △ 4,859           | 15,884            | 31,027            | 49,174                |
| 1株当たり当期純利益     | △ 1円67銭           | 5円34銭             | 10円43銭            | 16円21銭                |
| 総 資 産(百万円)     | 1,419,159         | 1,411,731         | 1,359,795         | 1,423,331             |
| 純 資 産(百万円)     | 313,261           | 342,738           | 373,777           | 484,728               |
| 1株当たり純資産       | 105円35銭           | 115円22銭           | 125円68銭           | 155円75銭               |

(注) △印は損失を示しております。

### 【第151期】

売上高は、鉄鋼・溶接部門およびアルミ・銅部門が増加したものの、機械部門が減少し、前期並みとなりました。経常損益は、総コスト削減などにより増益となり、当期純損益は、投資有価証券等評価損が減少したことなど特別損益が改善したことから、大幅な増益を果たすことができました。

なお、純資産は、利益の確保等により増加いたしました。

### 【第152期】

売上高は、鉄鋼・溶接部門およびアルミ・銅部門が増加したことから、前期を上回り、経常損益も大幅な増益となりました。当期純損益は、固定資産の減損損失や、たな卸資産評価損などを特別損失に計上したものの、経常利益の増加もあり、大幅な増益となりました。

なお、純資産は、利益の確保等により増加いたしました。

### 【第153期（当期）】

売上高は、鉄鋼・溶接部門が増加したことなどから、前期を上回り、経常損益も大幅な増益となりました。当期純損益は、不動産事業の分割に関連する損失、環境対策費用、および加古川製鉄所で発生した火災事故に伴う損失を特別損失として計上したものの、経常利益の増加もあり、大幅な増益となりました。

なお、利益の確保や転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使があったことに加えて、株価上昇による投資有価証券の評価差額金の増加により、純資産は増加いたしました。

### (3) 企業集団の設備投資の状況

当期の設備投資総額は、工事（検収）ベースで923億円であります。

当期末現在継続中の主な設備投資は、次のとおりであります。

| 区 分   | 設 備 名                   |
|-------|-------------------------|
| 継 続 中 | 加古川製鉄所 第2高炉改修工事（鉄鋼関連事業） |

### (4) 企業集団の資金調達の状況

当社グループは、社債償還資金および借入金返済等に充当するため、無担保社債を合計100億円発行いたしました。

## 2. 会社の概況 (平成18年3月31日現在)

### (1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、主として次に掲げる事業を行なっております。

| 区 分         |          | 主要な製品・事業内容                                                                                                                                                       |
|-------------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鉄鋼関連事業      | 条鋼銅板片    | 普通線材、特殊線材、特殊鋼線材、普通鋼棒鋼、特殊鋼棒鋼厚板、中板、薄板（熱延・冷延・表面処理）                                                                                                                  |
|             | 加工製品・銑鉄他 | 鑄鍛鋼品（船用部品・電機部品・産業機械部品等）、チタンおよびチタン合金、鉄粉および粉末製品、鑄物用銑、製鋼用銑、スラグ製品、ステンレス鋼管、建材、各種特殊鋼製品、各種鋼線                                                                            |
|             | 溶接材料他    | 各種被覆アーク溶接棒、自動・半自動溶接用ワイヤ、フラックス、溶接ロボット、溶接電源、各種溶接ロボットシステム、溶接関連試験・分析・コンサルティング業                                                                                       |
| 電力卸供給事業     |          | 電力卸供給                                                                                                                                                            |
| アルミ・銅関連事業   | アルミ圧延品   | 飲料缶用アルミ板、熱交換器用アルミ板、自動車用アルミ板、各種アルミ押出品、磁気ディスク用アルミ基板、アルミ箔                                                                                                           |
|             | 銅圧延品     | 空調用銅管、半導体用伸銅板条、自動車端子用伸銅板条、リードフレーム、復水管                                                                                                                            |
|             | アルミ鑄鍛造品他 | アルミニウム合金およびマグネシウム合金鑄鍛造品（航空機用部品・自動車用部品等）、アルミ加工品（自動車用部品・建材・建設用仮設資材等）                                                                                               |
| 機械関連事業      | 産業機械     | 各種プラント（製鉄・非鉄・ペレタイジング・石油化学等）、エネルギー・化学関連機器、原子力関連機器、土木工事、新交通システム、タイヤ・ゴム機械、樹脂機械、超高压装置、真空成膜装置、金属加工機械、各種圧縮機、冷凍機、ヒートポンプ、鉱山・砕石機械、各種環境プラント、資源再生・土壌浄化、冷却塔、各種内燃機関、重電機器、搬送機器 |
| 建設機械関連事業    |          | 油圧ショベル、ミニショベル、ホイールローダ、クローラクレーン、ラフテレーンクレーン、作業船                                                                                                                    |
| 不動産関連事業     |          | 不動産開発・建設・分譲・仲介・リフォーム、不動産賃貸・ビルマネジメント、マンション管理                                                                                                                      |
| 電子材料・その他の事業 |          | 特殊合金他新材料（ターゲット材等）、各種材料の分析・解析、高压ガス容器製造業、シリコンウエハの再生研磨・販売、超電導製品、総合商社、ICテストサービス                                                                                      |

## (2) 企業集団の主要な事業所および工場

|                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                      |                                                       |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 当<br>社                                              | 本 社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 神戸（本店）、東京                                                            |                                                       |
|                                                     | 支 社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 大阪、名古屋                                                               |                                                       |
|                                                     | 支 店                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 北海道（札幌市）、東北（仙台市）、新潟（新潟市）、北陸（富山市）、<br>四国（高松市）、中国（広島市）、九州（福岡市）、沖縄（那覇市） |                                                       |
|                                                     | 海 外 事 務 所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | ニューヨーク、デトロイト、シンガポール、北京、上海                                            |                                                       |
|                                                     | 研 究 所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 神戸（神戸市）                                                              |                                                       |
|                                                     | 工<br>場                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 鉄 鋼 関 連 事 業                                                          | 加古川（兵庫県）、神戸（神戸市）、高砂（兵庫県）、<br>藤沢（神奈川県）、茨木（大阪府）、西条（広島県） |
|                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | アルミ・銅関連事業                                                            | 真岡（栃木県）、長府（山口県）、大安（三重県）                               |
| 機 械 関 連 事 業                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 高砂（兵庫県）、播磨（兵庫県）                                                      |                                                       |
| 子<br>法<br>人<br>等<br>お<br>よ<br>び<br>関<br>連<br>会<br>社 | <p>【鉄鋼関連事業】日本高周波鋼業株式会社（東京都）、神鋼特殊鋼管株式会社（山口県下関市）、<br/>神鋼建材工業株式会社（兵庫県尼崎市）、神鋼物流株式会社（神戸市）、<br/>神鋼ボルト株式会社（千葉県市川市）、堺鋼板工業株式会社（大阪府堺市）、<br/>株式会社神鋼エンジニアリング&amp;メンテナンス（神戸市）、神鋼総合サービス株式会社（神戸市）、<br/>K O B E ウェルディングワイヤ株式会社（京都府福知山市）、エヌアイウエル株式会社（大阪府）、<br/>住友チタニウム株式会社（兵庫県尼崎市）、神鋼鋼線工業株式会社（兵庫県尼崎市）、<br/>関西熱化学株式会社（兵庫県尼崎市）</p> <p>【電力卸供給事業】神鋼神戸発電株式会社（神戸市）</p> <p>【アルミ・銅関連事業】株式会社コベルコ マテリアル銅管（東京都）、<br/>神鋼リードミック株式会社（福岡県北九州市）、サン・アルミニウム工業株式会社（千葉市）、<br/>神鋼ノース株式会社（茨城県かすみがうら市）、神鋼メタルプロダクツ株式会社（福岡県北九州市）、<br/>コウベプレジジョン テクノロジー センディリアン ベアヘッド（マレーシア）、<br/>シンガポール コウベ プライベート リミテッド（シンガポール）</p> <p>【機械関連事業】株式会社神鋼環境ソリューション（神戸市）、<br/>神鋼造機株式会社（岐阜県大垣市）、コベルコ・コンプレッサ株式会社（東京都）、<br/>神鋼電機株式会社（東京都）、コンプレホシデルルヒコデグアジャナセーアー（ベネズエラ）</p> <p>【建設機械関連事業】コベルコ建機株式会社（東京都）、コベルコクレーン株式会社（東京都）</p> <p>【不動産関連事業】神鋼不動産株式会社（神戸市）</p> <p>【電子材料・その他の事業】株式会社コベルコ科研（神戸市）、<br/>神鋼 J F E 機器株式会社（鳥取県倉吉市）、<br/>コウベスチール U S A ホールディングス インコーポレーテッド（米国）、<br/>神鋼商事株式会社（大阪府）、ジェネシス・テクノロジー株式会社（兵庫県西脇市）、<br/>日本メディカルマテリアル株式会社（大阪府）</p> |                                                                      |                                                       |

(注) 当社の海外事務所には、現地法人を含めております。

### (3) 当社の株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 6,000,000,000株
- ② 発行済株式総数 3,115,061,100株
- (注) 当期中の増加株式数 138,990,806株  
〔転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による新株式発行 138,990,806株〕
- ③ 株 主 数 238,218名
- ④ 大 株 主

| 株 主 名                     | 持 株 数                 | 持株比率   | 当社の大株主への出資の状況    |      |
|---------------------------|-----------------------|--------|------------------|------|
|                           |                       |        | 持 株 数            | 持株比率 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 174,137 <sup>千株</sup> | 5.59 % | —— <sup>千株</sup> | —— % |
| 日本生命保険相互会社                | 139,234               | 4.47   | ——               | ——   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)   | 138,340               | 4.44   | ——               | ——   |
| 株式会社みずほコーポレート銀行           | 70,369                | 2.26   | ——               | ——   |
| 新日本製鐵株式會社                 | 63,975                | 2.05   | 28,017           | 0.41 |
| 住友金属工業株式会社                | 63,975                | 2.05   | 82,184           | 1.71 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社             | 52,335                | 1.68   | ——               | ——   |

- (注) 1. 株式会社みずほコーポレート銀行は、株式会社みずほフィナンシャルグループの完全子会社であります。当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式13,802株（持株比率0.11%）を保有しております。
- (注) 2. 三菱UFJ信託銀行株式会社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの完全子会社であります。当社は、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの普通株式8,704.02株（持株比率0.08%）を保有しております。

### ⑤ 自己株式の取得、処分および保有

・取得株式

普通株式 627,216株 取得価額の総額 183,033,588円

・処分株式

当期中の処分はありません。

・決算期における保有株式

普通株式 2,862,264株

- (注) 当社は、平成18年5月2日をもって、株式交換により神鋼造機株式会社を完全子会社といたしました。株式交換に際しては、新株式の発行に代えて、自己株式464,676株を割当交付いたしました。

#### (4) 企業集団および当社の従業員の状況

##### ① 企業集団の従業員の状況

| 区 分             | 従 業 員 数  |
|-----------------|----------|
| 鉄 鋼 関 連 事 業     | 11,060 名 |
| 電 力 卸 供 給 事 業   | 72       |
| アルミ・銅関連事業       | 6,497    |
| 機 械 関 連 事 業     | 4,485    |
| 建 設 機 械 関 連 事 業 | 3,569    |
| 不 動 産 関 連 事 業   | 916      |
| 電子材料・その他の事業     | 2,469    |
| 合 計             | 29,068   |

(注) 従業員数は就業人員であります。

##### ② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|--------|---------|--------|
| 8,673名  | 248名増  | 41.3歳   | 20.1年  |

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

(注) 2. 上記従業員数には、出向者4,287名を含んでおりません。

#### (5) 重要な企業結合の状況

##### ① 重要な子法人等および重要な関連会社の状況

| 区分               | 会 社 名       | 資 本 金                 | 議 決 権 比 率          | 主 要 な 事 業 内 容      |
|------------------|-------------|-----------------------|--------------------|--------------------|
| 子<br>法<br>人<br>等 | 日本高周波鋼業株式会社 | 15,669 <sup>百万円</sup> | 51.86 <sup>%</sup> | 特殊鋼鋼材の製造、販売        |
|                  | 神鋼特殊鋼管株式会社  | 5,250                 | 100.00             | ステンレス鋼管・精密鋼管の製造、販売 |
|                  | 神鋼建材工業株式会社  | 3,500                 | 96.80              | 土木・建築用製品の製造、販売     |

| 区分               | 会社名                             | 資本金                   | 議決権比率          | 主要な事業内容                             |
|------------------|---------------------------------|-----------------------|----------------|-------------------------------------|
| 子<br>法<br>人<br>等 | 神鋼物流株式会社                        | 百万円<br>2,479          | %<br>97.68     | 港湾運送、内航海運、通関、貨物自動車運送、倉庫、工場構内諸作業請負   |
|                  | 神鋼ボルト株式会社                       | 465                   | 100.00         | 建築・建設機械用等各種ボルトの製造、販売                |
|                  | 堺鋼板工業株式会社                       | 320                   | 100.00         | 薄鋼板の剪断加工、販売                         |
|                  | 株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンス           | 150                   | 73.84          | 各種プラント・機械の設計、製作、据付、配管および保全工事        |
|                  | 神鋼総合サービス株式会社                    | 57                    | 100.00         | 土木建築、造園の工事、警備、施設運営管理                |
|                  | KOBE ウェルディングワイヤ株式会社             | 250                   | 100.00         | 溶接用ワイヤの製造                           |
|                  | エヌアイエル株式会社                      | 44                    | 51.00          | 溶接材料および溶接関連機器の販売                    |
|                  | 神鋼神戸発電株式会社                      | 3,000                 | 100.00         | 電力卸供給                               |
|                  | 株式会社コベルコマテリアル銅管                 | 6,000                 | 55.00          | 空調用銅管、建築・給湯用銅管等の製造、販売               |
|                  | 神鋼リードミック株式会社                    | 1,800                 | 75.00          | 電子部品・半導体および集積回路部品の製造・販売、同部品の鍍金加工・販売 |
|                  | サン・アルミニウム工業株式会社                 | 560                   | 95.31          | アルミニウム箔の製造、販売                       |
|                  | 神鋼ノース株式会社                       | 400                   | 100.00         | アルミニウム製加工品の製造、販売                    |
|                  | 神鋼メタルプロダクツ株式会社                  | 200                   | 90.00          | 銅・銅合金管、復水管および加工品の製造、販売              |
|                  | コウバプレジジョンテクノロジー<br>センディリアンベアヘッド | 千リンギットマレーシア<br>19,000 | 100.00         | ハードディスクドライブ用磁気ディスク基板の製造・販売          |
|                  | シンガポール<br>コウバプライベートリミテッド        | 千米ドル<br>2,350         | 100.00         | 銅条の加工、リードフレームの製造・販売                 |
|                  | 株式会社神鋼環境ソリューション                 | 百万円<br>6,020          | ※1 ※2<br>81.02 | 各種環境プラントの設計・製作・建設、各種産業用機器装置の設計・製作   |
|                  | 神鋼造機株式会社                        | 1,110                 | 93.05          | 内燃機関、変速機、試験機等の製造、販売                 |
|                  | コベルコ・コンプレッサ株式会社                 | 450                   | 100.00         | 空気圧縮機・冷凍機の販売、サービス                   |
|                  | コベルコ建機株式会社                      | 16,000                | 80.00          | 建設機械の製造、販売                          |

| 区分   | 会社名                              | 資本金                   | 議決権比率          | 主要な事業内容                                |
|------|----------------------------------|-----------------------|----------------|----------------------------------------|
| 子法人等 | コベルコクレーン株式会社                     | 百万円<br>7,380          | 100.00%        | 建設機械の製造、販売                             |
|      | 神鋼不動産株式会社                        | 3,000                 | 100.00         | 不動産分譲、不動産賃貸、仲介・リフォーム、ビルマネジメント          |
|      | 株式会社コベルコ科研                       | 300                   | 100.00         | 材料の分析・試験、構造物の評価およびターゲット材、半導体検査装置の製造、販売 |
|      | 神鋼JFE機器株式会社                      | 300                   | *1<br>80.00    | 高圧ガス容器の製造、販売                           |
|      | コウベスチールUSAホールディングス<br>インコーポレーテッド | 千米ドル<br>205           | 100.00         | 米国における事業会社の株式保有                        |
| 関連会社 | 住友チタニウム株式会社                      | 百万円<br>8,739          | 23.92          | スポンジチタン・多結晶シリコン等の製造、販売                 |
|      | 神鋼鋼線工業株式会社                       | 8,062                 | *1<br>33.69    | 線材二次製品の製造、販売および各種構造物の建設工事の請負           |
|      | 関西熱化学株式会社                        | 6,000                 | 39.00          | コークス類その他各種化学工業品の製造、販売                  |
|      | 神鋼電機株式会社                         | 9,709                 | *2<br>20.27    | 電子精密機器・重電機器等の製造、販売                     |
|      | コンプレホ シデルルヒコ<br>デグアジャナ セーアー      | 百万ベネズエラボリバル<br>54,625 | 19.44          | ホットブリケットアイアンの製造、販売                     |
|      | 神鋼商事株式会社                         | 百万円<br>5,650          | *1 *2<br>35.10 | 鉄鋼、非鉄金属、機械等の売買および輸出入                   |
|      | ジェネシス・テクノロジー株式会社                 | 2,632                 | 26.40          | ICのテストングおよび加工・組立て、ICデザイン               |
|      | 日本メディカルマテリアル株式会社                 | 2,500                 | 23.00          | 人工関節、人工歯根をはじめとする医療材料・医療機器の開発、製造、販売     |

- (注) 1. 上表の※1印は、子法人等保有の株式を含めております。なお、神鋼JFE機器株式会社については、全株式を子法人等が保有しております。
- (注) 2. 上表の※2印は、退職給付信託として拠出している株式を含めております。なお、神鋼電機株式会社については、全株式を退職給付信託として拠出しております。
- (注) 3. 当期において、KOBELCOウェルディングワイヤ株式会社、コウベプレジジョンテクノロジーセンディリアンベアヘッド、シンガポールコウベプライベートリミテッドの3社を新たに追加いたしました。
- (注) 4. 前期に記載しておりましたコベルコ開発株式会社は、平成17年10月に当社の不動産部門と事業統合し、神鋼不動産株式会社に商号を変更いたしました。なお、資本金は3,000百万円となりました。
- (注) 5. 前期に記載しておりました神鋼アイ・イー・テック株式会社は、平成19年3月末をもって事業活動を停止し、解散する予定のため、当期より記載していません。



- (注) 6. ジェネシス・テクノロジー株式会社は、平成18年3月9日に東京証券取引所市場第二部へ上場いたしました。
- (注) 7. 当期において、神鋼物流株式会社は、当社を割当先とする第三者割当増資を実施した結果、資本金は2,479百万円となり、議決権比率は97.68%となりました。
- (注) 8. 当期において、住友チタニウム株式会社は、公募増資を実施した結果、資本金は8,739百万円となり、議決権比率は23.92%となりました。
- (注) 9. 当期において、神鋼商事株式会社は、公募増資を実施した結果、資本金は5,650百万円となり、議決権比率は35.10%となりました。
- (注) 10. 当社は、堺鋼板工業株式会社の当社保有株式のうち20.00%を、平成18年4月1日に神鋼商事株式会社に譲渡いたしました。
- (注) 11. 当社は、平成18年5月2日をもって株式交換により神鋼造機株式会社を完全子会社といたしました。

## ② 企業結合の成果

当社グループの連結子法人等および持分法適用会社は、上記の各社を含めそれぞれ162社および55社であります。企業結合の成果は、「1. 営業の概況 (1) 企業集団の営業の経過および成果ならびに今後の課題」に記載のとおりであります。

## (6) 当社の主要な借入先

| 借入先             | 借入金残高<br>百万円 | 借入先が有する当社の株式 |           |
|-----------------|--------------|--------------|-----------|
|                 |              | 持株数<br>千株    | 持株比率<br>% |
| 日本政策投資銀行        | 37,460       | —            | —         |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 26,344       | 70,369       | 2.26      |
| 日本生命保険相互会社      | 24,500       | 139,234      | 4.47      |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行   | 20,419       | 47,347       | 1.52      |

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成18年1月1日に株式会社東京三菱銀行と株式会社UFJ銀行が統合されたものであります。

(7) 当社の取締役および監査役

| 地 位               | 氏 名     | 担当または主な職業                                                                         |
|-------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会長<br>(代表取締役)  | 水 越 浩 士 |                                                                                   |
| 取締役社長<br>(代表取締役)  | 犬 伏 泰 夫 |                                                                                   |
| 取締役副社長<br>(代表取締役) | 佐 藤 廣 士 | 全社技術開発の総括、技術開発本部長、環境エネルギー部の総括、新鉄源プロジェクト本部の担当                                      |
| 取締役副社長<br>(代表取締役) | 木 村 敏 夫 | 鉄鋼部門長                                                                             |
| 取締役副社長<br>(代表取締役) | 小 谷 重 遠 | 機械エンジニアリングカンパニープレジデント                                                             |
| 専務取締役             | 浅 岡 徹   | 人事労政部、経営企画部、財務部の総括、支社・支店（高砂製作所を含む）、海外事務所（鉄鋼部門所管を除く）の総括、監査部、経理部の担当、阪神地区の担当、システムの担当 |
| 専務取締役             | 中 山 裕 之 | アルミ・銅カンパニープレジデント                                                                  |
| 専務取締役             | 松 谷 高 志 | 業務部（営業企画の業務を除く）の総括、秘書広報部、法務部、全社コンプライアンスの担当、新鉄源プロジェクトに関わる特命事項の担当                   |
| 専務取締役             | 藍 田 勲   | 溶接カンパニープレジデント                                                                     |
| 監 査 役<br>(常 勤)    | 高 田 治   |                                                                                   |
| 監 査 役<br>(常 勤)    | 大 越 年 祝 |                                                                                   |
| 監 査 役<br>(非 常 勤)  | 緒 方 重 威 | 弁護士                                                                               |
| 監 査 役<br>(非 常 勤)  | 師 田 卓   |                                                                                   |
| 監 査 役<br>(非 常 勤)  | 金 子 崇 輔 |                                                                                   |

(注) 1. 監査役緒方重威、監査役師田 卓および監査役金子崇輔の3氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

(注) 2. 当期中の退任取締役は、次のとおりであります。

| 退任時の地位 | 氏名    | 退任時の担当または主な職業 | 退任年月日      |
|--------|-------|---------------|------------|
| 専務取締役  | 丹野 宜弘 | 社長付           | 平成17年6月24日 |

(注) 3. 平成18年4月1日現在の取締役・執行役員の体制および担当は、次のとおりであります。

① 本社（鉄鋼部門を除く）

| 地位                | 氏名    | 担当                                                                            |
|-------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会長<br>(代表取締役)  | 水越 浩士 |                                                                               |
| 取締役社長<br>(代表取締役)  | 犬伏 泰夫 |                                                                               |
| 取締役副社長<br>(代表取締役) | 佐藤 廣士 | 全社技術開発の総括、環境エネルギー部の総括、新鉄源プロジェクト本部の担当                                          |
| 専務取締役             | 浅岡 徹  | 社長付                                                                           |
| 専務取締役             | 松谷 高志 | 業務部の総括、秘書広報部、法務部、全社コンプライアンスの担当、新鉄源プロジェクトに関わる特命事項の担当                           |
| 専務執行役員            | 小山 敬治 | 人事労政部、経営企画部、IT企画部、財務部、営業企画部の総括、支社・支店（高砂製作所を含む）、海外事務所（鉄鋼部門所管を除く）の総括、監査部、経理部の担当 |
| 常務執行役員            | 吉田 達樹 | 人事労政部、営業企画部、支社・支店（高砂製作所を含む）の担当                                                |
| 常務執行役員            | 川田 豊  | 技術開発本部長                                                                       |
| 常務執行役員            | 藤原 寛明 | 経営企画部、IT企画部、財務部、海外事務所（鉄鋼部門所管を除く）の担当、システムの担当                                   |
| 執行役員              | 泉 博二  | 秘書広報部長                                                                        |
| 執行役員              | 沖田 誠治 | 新鉄源プロジェクトに関わる特命事項の担当、技術開発本部副本部長                                               |
| 執行役員              | 関 勇一  | 技術開発本部開発企画部長                                                                  |

② 鉄鋼部門

| 地 位               | 氏 名     | 担 当                          |
|-------------------|---------|------------------------------|
| 取締役副社長<br>(代表取締役) | 木 村 敏 夫 | 鉄鋼部門長                        |
| 専務執行役員            | 田 中 毅   | 鋼材生産全般の担当、加古川製鉄所長            |
| 専務執行役員            | 中 園 政 明 | I P P 本部長                    |
| 専務執行役員            | 賀 屋 知 行 | チタン本部、鉄粉本部の担当、鉄鋼総括部の担当       |
| 常務執行役員            | 大 西 功 一 | 環境エネルギー部の担当、鋼材生産技術の担当、技術総括部長 |
| 常務執行役員            | 中 村 秀 樹 | 部門長付                         |
| 常務執行役員            | 村 瀬 敬 一 | 業務部、ラグビー部支援室、資材部、建設技術部の担当    |
| 執 行 役 員           | 阿 部 央 道 | 鋳鍛鋼事業部長                      |
| 執 行 役 員           | 小 南 孝 教 | 神戸製鉄所長                       |
| 執 行 役 員           | 山 口 育 廣 | 薄板、線材条鋼営業の担当                 |
| 執 行 役 員           | 公 文 康 進 | 輸出、厚板営業の担当                   |
| 執 行 役 員           | 吉 田 裕 信 | 原料部長                         |
| 執 行 役 員           | 木 村 雅 保 | 鋼材商品技術の担当                    |

③ 溶接カンパニー

| 地 位   | 氏 名   | 担 当    |
|-------|-------|--------|
| 専務取締役 | 藍 田 勲 | プレジデント |

④ アルミ・銅カンパニー

| 地 位     | 氏 名     | 担 当                |
|---------|---------|--------------------|
| 専務取締役   | 中 山 裕 之 | プレジデント             |
| 常務執行役員  | 大 城 英 夫 | 銅板事業、鋳鍛事業、技術開発の担当  |
| 常務執行役員  | 高 橋 徹   | 真岡製造所長             |
| 常務執行役員  | 下 村 良 介 | アルミ板、銅板事業営業の担当     |
| 執 行 役 員 | 長 井 生 一 | 押出事業、プレジデント特命事項の担当 |

⑤ 機械エンジニアリングカンパニー

| 地 位               | 氏 名     | 担 当                |
|-------------------|---------|--------------------|
| 取締役副社長<br>(代表取締役) | 小 谷 重 遠 | プレジデント             |
| 専務執行役員            | 青 木 克 規 | プレジデント付            |
| 常務執行役員            | 重 河 和 夫 | バイスプレジデント、産業機械事業部長 |
| 常務執行役員            | 田 中 順   | エンジニアリング事業部長       |
| 執 行 役 員           | 毛 利 修 三 | 圧縮機事業部長、高砂機械センター長  |

(8) 当社の取締役および監査役に支払った報酬等の額

| 区 分 | 報 酬     |            | 退職慰労金  |           | 備 考                             |
|-----|---------|------------|--------|-----------|---------------------------------|
|     | 支給人員    | 支払額        | 支給人員   | 支払額       |                                 |
| 取締役 | 10<br>名 | 509<br>百万円 | 1<br>名 | 12<br>百万円 | 報酬支給人員には、当期中に退任した取締役1名を含めております。 |
| 監査役 | 5       | 95         | —      | —         |                                 |
| 合 計 | 15      | 605        | 1      | 12        |                                 |

(9) 会計監査人に対する報酬等の額

| 区 分 |                                                      | 支 払 額      |
|-----|------------------------------------------------------|------------|
| ①   | 当社および子法人等が支払うべき報酬等の合計額                               | 191<br>百万円 |
| ②   | 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額 | 178        |
| ③   | 上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額                    | 56         |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律に基づく監査と証券取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(注) 本営業報告書中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成18年3月31日現在)

| 科 目             | 金 額                | 科 目                    | 金 額                |
|-----------------|--------------------|------------------------|--------------------|
|                 | 百万円                |                        | 百万円                |
| <b>(資産の部)</b>   | <b>(2,074,241)</b> | <b>(負債の部)</b>          | <b>(1,505,648)</b> |
| <b>流動資産</b>     | <b>802,267</b>     | <b>流動負債</b>            | <b>885,574</b>     |
| 現金及び預金          | 96,187             | 支払手形及び買掛金              | 417,407            |
| 受取手形及び売掛金       | 318,199            | 短期借入金                  | 176,332            |
| たな卸資産           | 303,003            | 一年内償還社債                | 48,419             |
| 繰延税金資産          | 26,249             | 未払金                    | 49,323             |
| その他             | 59,620             | 未払法人税等                 | 48,542             |
| 貸倒引当金           | △ 992              | 繰延税金負債                 | 2,193              |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,271,973</b>   | 製品保証等引当金               | 5,963              |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>961,873</b>     | 災害修繕等損失引当金             | 1,429              |
| 建物及び構築物         | 289,074            | 環境対策引当金                | 2,866              |
| 機械装置及び運搬具       | 417,406            | 事業整理損失引当金              | 6,123              |
| 工具、器具及び備品       | 13,466             | その他                    | 126,973            |
| 土地              | 203,100            | <b>固定負債</b>            | <b>620,073</b>     |
| 建設仮勘定           | 38,826             | 社債                     | 215,363            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>15,166</b>      | 長期借入金                  | 278,862            |
| ソフトウェア及び利用権等    | 15,166             | 繰延税金負債                 | 18,427             |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>294,933</b>     | 土地再評価に係る繰延税金負債         | 6,027              |
| 投資有価証券          | 223,964            | 退職給付引当金                | 52,980             |
| 長期貸付金           | 6,292              | 環境対策引当金                | 2,661              |
| 繰延税金資産          | 7,356              | 連結調整勘定                 | 729                |
| その他             | 63,449             | その他                    | 45,022             |
| 貸倒引当金           | △ 6,128            |                        |                    |
|                 |                    | <b>(少数株主持分)</b>        | <b>(38,593)</b>    |
|                 |                    | <b>少数株主持分</b>          | <b>38,593</b>      |
|                 |                    | <b>(資本の部)</b>          | <b>(529,999)</b>   |
|                 |                    | <b>資本金</b>             | <b>233,313</b>     |
|                 |                    | 資本剰余金                  | 83,145             |
|                 |                    | 利益剰余金                  | 157,275            |
|                 |                    | 土地再評価差額金               | △ 4,358            |
|                 |                    | 其他有価証券評価差額金            | 68,999             |
|                 |                    | 為替換算調整勘定               | △ 7,047            |
|                 |                    | <b>自己株式</b>            | <b>△ 1,327</b>     |
| <b>資産合計</b>     | <b>2,074,241</b>   | <b>負債・少数株主持分及び資本合計</b> | <b>2,074,241</b>   |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

# 連 結 損 益 計 算 書

（平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで）

| 科 目                | 金 額       |                |
|--------------------|-----------|----------------|
|                    | 百万円       | 百万円            |
| <b>(経常損益の部)</b>    |           |                |
| <b>営業損益の部</b>      |           |                |
| 営業収益               |           | 1,667,313      |
| 売上高                |           |                |
| 営業費用               |           |                |
| 売上原価               | 1,297,291 |                |
| 販売費及び一般管理費         | 149,626   | 1,446,917      |
| 営業利益               |           | 220,395        |
| <b>営業外損益の部</b>     |           |                |
| 営業外収益              |           |                |
| 受取利息及び配当金          | 3,830     |                |
| その他                | 43,434    | 47,265         |
| 営業外費用              |           |                |
| 支払利息               | 21,146    |                |
| その他                | 69,581    | 90,727         |
| <b>経常利益</b>        |           | <b>176,932</b> |
| <b>(特別損益の部)</b>    |           |                |
| 特別損失               |           |                |
| 不動産事業分割関連損失        | 14,100    |                |
| 環境対策費用             | 5,599     |                |
| 災害損失               | 4,539     | 24,239         |
| <b>税金等調整前当期純利益</b> |           | <b>152,693</b> |
| 法人税、住民税及び事業税       | 60,007    |                |
| 法人税等調整額            | 5,435     | 65,442         |
| 少数株主利益             |           | 2,691          |
| <b>当期純利益</b>       |           | <b>84,559</b>  |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

## 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

子法人等203社のうち162社を連結しております。主要な連結子法人等の名称については、営業報告書「2. 会社の概況 (5) 重要な企業結合の状況」に記載しているため、省略しております。

当連結会計年度において、JFE溶接棒(株)をはじめとする11社を新たに連結の範囲に含めております。また、当連結会計年度より、ビマルコ A.G. をはじめとする8社を連結の範囲から除外しており、その理由は、清算(7社)、合併(1社)であります。

なお、非連結子法人等は、神協海運(株)をはじめ41社ありますが、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結会社のそれらの合計額に比べ、いずれも重要性が乏しいので連結の範囲に含めておりません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子法人等41社及び関連会社74社のうち55社について持分法を適用しております。主要な持分法適用関連会社の名称については、営業報告書「2. 会社の概況 (5) 重要な企業結合の状況」に記載しているため、省略しております。

当連結会計年度より中村リース(株)を新たに持分法の範囲に含めております。また、神鋼鋼板加工(株)は連結子会社に該当することとなったため持分法の範囲から除外しております。

なお、持分法を適用していないのは、非連結子法人等40社(神協海運(株)他)及び関連会社20社(株)ジルコプロダクツ他)であります。これらの会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結会社、持分法適用会社のそれらの合計額に比べ、重要性が乏しいので持分法を適用しておりません。

### 3. 連結子法人等の事業年度に関する事項

連結子法人等のうちコウベスチール USA ホールディングス INC. をはじめとする57社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては同日現在の決算財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

### 4. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的債券 償却原価法

##### ② その他有価証券

(i) 時価のあるもの 決算日の市場価格等による時価基準(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

(ii) 時価のないもの 主として移動平均法による原価基準

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として鉄鋼関連、電力卸供給、アルミ・銅関連事業のたな卸資産は総平均法、機械、建設機械、不動産関連事業の製品、仕掛品は個別法による原価基準によっております。

(会計処理の方法の変更)

鉄鋼関連、電力卸供給、アルミ・銅関連事業のたな卸資産の評価方法については、従来、主として後入先出法を採用していましたが、当連結会計年度より主として総平均法によっております。この変更は、近年の鉄鉱石、石炭、アルミ・銅地金等主要原材料の市場価格の大幅な変動により、たな卸資産の貸借対照表価額と市場価格が乖離する傾向が顕著になったことを受け、これら原材料の市場価格の変動をたな卸資産の貸借対照表価額に反映し、財政状態をより適切に表示することを目的に行なったものであります。

この結果、従来の方によった場合と比べ、売上原価が24,288百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ同額増加しております。

#### (3) 有形固定資産の減価償却方法

主として定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### (4) 重要な引当金の計上基準

##### ① 災害修繕等損失引当金

平成17年5月の加古川製鉄所における発電所火災事故により発生が見込まれる固定資産の修繕費用等について、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

##### ② 環境対策引当金

旧尼崎製鉄所跡地における土壌汚染拡散防止工事に係る費用及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられているPCB廃棄物の処理費用について、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

##### ③ 事業整理損失引当金

事業再構築に伴い発生する損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見積額を計上しております。

##### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期



間で、それぞれ発生 of 翌期から定額法により費用処理することとして  
おります。

- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準  
外貨建金銭債権債務は、為替予約を振り当てたものを除き連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子法人等の資産、負債及び収益、費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (6) 収益の計上基準  
当社のエンジニアリング事業及び一部の連結子法人等の長期（工期一年以上）請負工事については、工事進行基準を適用しております。
- (7) リース取引の処理方法  
当社及び国内連結子法人等は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。また、一部の在外連結子法人等は、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (8) ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。なお、個別に為替予約を付した外貨建金銭債権債務等については振当処理を行っております。また、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については特例処理によっております。
- (9) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (10) 連結納税制度を適用しております。
5. 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項  
全面時価評価法によっております。
6. 連結調整勘定の償却に関する事項  
連結調整勘定の償却については、発生年度において実質的判断による償却期間の見積もりが可能なものはその見積もり年数で、その他については5年間で均等償却（僅少な場合は一時償却）して  
おります。

#### 連結貸借対照表の注記

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額  | 1,757,533百万円 |
| 2. 担保に供している資産      |              |
| 有形固定資産             | 249,777百万円   |
| その他                | 44,691百万円    |
| 3. 保証債務（保証類似行為を含む） | 4,347百万円     |
| 4. 受取手形割引高         | 1,932百万円     |
| 5. 受取手形裏書譲渡高       | 625百万円       |

#### 連結損益計算書の注記

|            |        |
|------------|--------|
| 1株当たり当期純利益 | 27円93銭 |
|------------|--------|

（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書の要旨（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）

| 科 目              | 金 額      |
|------------------|----------|
|                  | 百万円      |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 198,181  |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 94,214 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 93,593 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 2,784    |
| 現金及び現金同等物の増減額    | 13,157   |
| 現金及び現金同等物の期首残高   | 80,591   |
| 連結範囲の変動による増減額    | 1,735    |
| 現金及び現金同等物の期末残高   | 95,485   |

（金額は百万円未満の端数を切り捨てております。）

# 貸 借 対 照 表

(平成18年3月31日現在)

| 科 目                | 金 額                | 科 目                    | 金 額              |
|--------------------|--------------------|------------------------|------------------|
|                    | 百万円                |                        | 百万円              |
| <b>(資 産 の 部)</b>   | <b>(1,423,331)</b> | <b>(負 債 の 部)</b>       | <b>(938,602)</b> |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>426,127</b>     | <b>流 動 負 債</b>         | <b>562,972</b>   |
| 現金及び預金             | 2,576              | 支払手形                   | 7,277            |
| 受取手形               | 1,578              | 買掛金                    | 248,845          |
| 売掛金                | 131,840            | 短期借入金                  | 92,870           |
| 製品                 | 32,682             | 一年内償還社債                | 45,000           |
| 半製品                | 23,480             | 未払金                    | 41,119           |
| 原材料貯蔵品             | 62,370             | 未払費用                   | 32,457           |
| 仕掛品                | 61,203             | 未払法人税等                 | 37,929           |
| 前払費用               | 2,743              | 前受金                    | 18,051           |
| 繰延税金資産             | 14,253             | 預り金                    | 15,694           |
| 短期貸付金              | 37,701             | 製品保証等引当金               | 2,440            |
| 未収入金               | 30,202             | 災害修繕等損失引当金             | 1,429            |
| その他の他              | 25,920             | 環境対策引当金                | 2,866            |
| 貸倒引当金              | △ 426              | 事業整理損失引当金              | 4,063            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>997,204</b>     | その他                    | 12,926           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>564,989</b>     | <b>固 定 負 債</b>         | <b>375,630</b>   |
| 建物                 | 125,581            | 社債                     | 214,800          |
| 構築物                | 52,365             | 長期借入金                  | 117,387          |
| 機械及び装置             | 261,887            | 繰延税金負債                 | 435              |
| 車両運搬具              | 340                | 退職給付引当金                | 27,933           |
| 工具、器具及び備品          | 7,431              | 環境対策引当金                | 2,081            |
| 土地                 | 86,365             | その他                    | 12,991           |
| 建設仮勘定              | 31,018             |                        |                  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>10,911</b>      | <b>(資 本 の 部)</b>       | <b>(484,728)</b> |
| ソフトウェア             | 6,472              | <b>資 本 金</b>           | <b>233,313</b>   |
| 諸施設利用権             | 2,894              | <b>資 本 剰 余 金</b>       | <b>83,061</b>    |
| その他                | 1,544              | 資本準備金                  | 83,061           |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>421,302</b>     | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>105,300</b>   |
| 投資有価証券             | 169,692            | 特別償却準備金                | 100              |
| 関係会社株式及び出資金        | 181,795            | 固定資産圧縮積立金              | 1,132            |
| 長期貸付金              | 34,528             | 固定資産圧縮特別勘定積立金          | 141              |
| その他の他              | 46,614             | 当期末処分利益                | 103,926          |
| 貸倒引当金              | △ 11,328           | その他有価証券評価差額金           | 63,459           |
|                    |                    | <b>自 己 株 式</b>         | △ 407            |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>1,423,331</b>   | <b>負 債 及 び 資 本 合 計</b> | <b>1,423,331</b> |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

# 損 益 計 算 書

（平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで）

| 科 目             | 金 額     |                |
|-----------------|---------|----------------|
|                 | 百万円     | 百万円            |
| <b>(経常損益の部)</b> |         |                |
| <b>営業損益の部</b>   |         |                |
| 営業収益            |         | 1,034,773      |
| 売上高             |         |                |
| 営業費用            |         |                |
| 売上原価            | 821,510 |                |
| 販売費及び一般管理費      | 70,923  | 892,433        |
| 営業利益            |         | 142,339        |
| <b>営業外損益の部</b>  |         |                |
| 営業外収益           |         |                |
| 受取利息及び配当金       | 11,703  |                |
| その他の他           | 40,822  | 52,526         |
| 営業外費用           |         |                |
| 支払利息            | 13,663  |                |
| その他の他           | 70,602  | 84,265         |
| <b>経常利益</b>     |         | <b>110,600</b> |
| <b>(特別損益の部)</b> |         |                |
| 特別損失            |         |                |
| 不動産事業分割関連損失     | 15,456  |                |
| 環境対策費用          | 5,019   |                |
| 災害損失            | 4,539   | 25,015         |
| <b>税引前当期純利益</b> |         | <b>85,585</b>  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 35,185  |                |
| 法人税等調整額         | 1,224   | 36,410         |
| <b>当期純利益</b>    |         | <b>49,174</b>  |
| 前期繰越利益          |         | 54,751         |
| <b>当期未処分利益</b>  |         | <b>103,926</b> |

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

## 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
関係会社株式は移動平均法による原価基準、その他有価証券のうち、時価のあるものは決算日の市場価格等による時価基準（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものは移動平均法による原価基準であります。
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
原材料貯蔵品及び鉄鋼・溶接部門（高砂鋳鍛鋼工場を除く）、アルミ・銅部門の製品、半製品、仕掛品は総平均法、高砂鋳鍛鋼工場及び機械部門の製品、仕掛品は個別法による原価基準であります。  
（会計処理の方法の変更）  
鉄鋼・溶接部門の加古川・神戸の2製鉄所及びアルミ・銅部門の真岡・長府の2製造所の製品、半製品、原材料、仕掛品の評価方法については、従来後入先出法を採用していましたが、当期より総平均法によっております。この変更は、近年の鉄鉱石、石炭、アルミ・銅地金等主要原材料の市場価格の大幅な変動により、たな卸資産の貸借対照表価額と市場価格が乖離する傾向が顕著になったことを受け、これら原材料の市場価格の変動をたな卸資産の貸借対照表価額に反映し、財政状態をより適切に表示することを目的に行なったものであります。この結果、従来の方によった場合と比べ、売上原価が24,199百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額増加しております。
3. 有形固定資産の減価償却方法  
建物、構築物並びに加古川・神戸の2製鉄所、高砂製作所、真岡・長府の2製造所、大安工場の機械及び装置は定額法、その他は定率法であります。
4. 重要な引当金の計上基準
  - ①災害修繕等損失引当金は、平成17年5月の加古川製鉄所における発電所火災事故により発生が見込まれる固定資産の修繕費用等について、当期末における見積額を計上しております。
  - ②環境対策引当金は、旧尼崎製鉄所跡地における土壌汚染拡散防止工事に係る費用及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により処理が義務付けられているPCB廃棄物の処理費用について、当期末における見積額を計上しております。
  - ③事業整理損失引当金は、事業再構築に伴い発生する損失に備えるため、当期末における損失見積額を計上しております。
  - ④退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間で、それぞれ発生する翌期から定額法により費用処理することとしております。
5. 収益の計上基準  
エンジニアリング事業に係る長期（工期一年以上）請負工事については、工事進行基準を適用しております。
6. リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
7. ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。なお、個別に為替予約を付した外貨建金銭債権債務等については振当処理を行なっております。また、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については特例処理によっております。
8. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
9. 連結納税制度を適用しております。

## 貸借対照表の注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,498,409百万円
2. 関係会社に対する短期金銭債権 112,180百万円  
関係会社に対する長期金銭債権 39,075百万円  
関係会社に対する短期金銭債務 90,182百万円  
関係会社に対する長期金銭債務 2,823百万円
3. 担保に供している資産  
流動資産 1,839百万円 有形固定資産 48,513百万円 無形固定資産 127百万円  
投資その他の資産 32,165百万円
4. 保証債務（保証類似行為を含む） 46,716百万円
5. 災害修繕等損失引当金、環境対策引当金及び事業整理損失引当金は、商法施行規則第43条の引当金であります。
6. 資産に時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額（商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額）は、62,599百万円であります。

## 損益計算書の注記

1. 関係会社に対する売上高 336,874百万円
2. 関係会社からの仕入高 340,172百万円
3. 関係会社との営業取引以外の取引高 30,703百万円
4. 1株当たり当期純利益 16円21銭

## 利 益 処 分 案

|                                 |                      |
|---------------------------------|----------------------|
| 当 期 未 処 分 利 益                   | 円<br>103,926,152,968 |
| 特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額             | 40,007,834           |
| 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額         | 480,163,040          |
| 固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金 取 崩 額 | 141,276,800          |
| 計                               | 104,587,600,642      |
| これを次のとおり処分します。                  |                      |
| 利 益 配 当 金                       | 円<br>18,673,193,016  |
| 1 株 に つ き                       | 6 円                  |
| 特 別 償 却 準 備 金                   | 132,966,400          |
| 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金               | 141,276,800          |
| 次 期 繰 越 利 益                     | 85,640,164,426       |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月12日

株式会社 神戸製鋼所  
代表取締役社長 犬伏 泰夫 殿

### あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 安 川 文 夫 ㊞  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 日根野谷 正 人 ㊞  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 北 山 久 恵 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社神戸製鋼所の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第153期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い株式会社神戸製鋼所及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

また、連結計算書類の重要な会計方針に記載のとおり、会社は、鉄鋼関連、電力卸供給、アルミ・銅関連事業のたな卸資産の評価方法については、従来、主として後入先出法を採用していたが、当連結会計年度より主として総平均法によっている。この変更は、近年の鉄鉱石、石炭、アルミ・銅地金等主要原材料の市場価格の大幅な変動により、たな卸資産の貸借対照表価額と市場価格が乖離する傾向が顕著になったことを受け、これら原材料の市場価格の変動をたな卸資産の貸借対照表価額に反映し、財政状態をより適切に表示することを目的とするものであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第153期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表および連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役等および会計監査人から報告および説明を受け、監査いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は、相当であると認めます。

平成18年5月18日

株式会社 神戸製鋼所 監査役会

監査役(常勤) 高田 治 ㊟

監査役(常勤) 大越年祝 ㊟

監査役 緒方重威 ㊟

監査役 師田卓 ㊟

監査役 金子崇輔 ㊟

(注) 監査役緒方重威、監査役師田卓および監査役金子崇輔は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年 5月12日

株式会社 神戸製鋼所  
代表取締役社長 犬伏 泰夫 殿

### あずさ監査法人

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 安 川 文 夫 ㊞  
指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 日根野谷 正 人 ㊞  
指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 北 山 久 恵 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社神戸製鋼所の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第153期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- 1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- 2) 重要な会計方針に記載のとおり、会社は、鉄鋼・溶接部門の加古川・神戸の2製鉄所及びアルミ・銅部門の真岡・長府の2製造所の製品、半製品、原材料、仕掛品の評価方法については、従来後入先出法を採用していたが、当営業年度より総平均法によっている。この変更は、近年の鉄鉱石、石炭、アルミ・銅地金等主要原材料の市場価格の大幅な変動により、たな卸資産の貸借対照表価額と市場価格が乖離する傾向が顕著になったことを受け、これら原材料の市場価格の変動をたな卸資産の貸借対照表価額に反映し、財政状態をより適切に表示することを目的とするものであり、相当と認める。
- 3) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- 4) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- 5) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第153期営業年度における取締役の職務の執行に関し、各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所の業務および財産の状況（法令等遵守体制およびリスク管理体制等の内部統制システムを含む）を調査し、子会社に関する状況の説明を受け、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求め、その業務および財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告および説明を受け、計算書類および附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行なった無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は、相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。  
また、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行なった無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得および処分等についても取締役の義務違反は認められません。

なお、営業報告書に記載の通り、当社は、公正取引委員会より、鋼製橋梁談合事件に関し排除勧告を受け、これを応諾いたしました。監査役といたしましては、今後、このような事件が起こらないよう、取締役等の職務執行の監査のより一層の強化に努めてまいります。

平成18年5月18日

株式会社 神戸製鋼所 監査役会

|         |           |
|---------|-----------|
| 監査役(常勤) | 高 田 治 ㊟   |
| 監査役(常勤) | 大 越 年 祝 ㊟ |
| 監査役     | 緒 方 重 威 ㊟ |
| 監査役     | 師 田 卓 ㊟   |
| 監査役     | 金 子 崇 輔 ㊟ |

(注) 監査役緒方重威、監査役師田卓および監査役金子崇輔は、株式会社 監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 1. 総株主の議決権の数

3,070,027個

## 2. 議案および参考事項

### 第1号議案 第153期利益処分案承認の件

利益処分案は、添付書類（29ページ）のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、前期利益配当金に比べ3円増配し、1株につき6円とさせていただきたいと存じます。

なお、特別償却準備金、固定資産圧縮積立金、固定資産圧縮特別勘定積立金につきましては、租税特別措置法の規定に基づき取り崩すとともに、同法の範囲内で特別償却準備金、固定資産圧縮積立金を積み立て、85,640,164,426円を次期繰越利益といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

1. 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり定款の変更を行なうものであります。

(1) 新たに導入された制度を採用するため、第8条（単元未満株式についての権利）、第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）、第27条第2項（取締役会の書面決議）、第37条第2項（社外監査役の責任限定契約）および第39条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。なお、第39条（剰余金の配当等の決定機関）の新設に伴い、現行定款第6条（自己株式の取得）、現行定款第34条（利益配当金の支払）および現行定款第35条（中間配当）を削除するとともに、第40条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。

(2) 定款上で用いる用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正、その他所要の変更を行なうものであります。

(3) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

(4) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）により、定款に定めたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備をあわせて行なうものであります。

2. 株主の皆様方へのサービス向上の観点から、単元未満株式の買増制度を導入することとし、第9条（単元未満株式の買増し）を新設するものであります。

3. 第11条（株式取扱規則）の内容を整理するとともに、現行定款第7条（株券の種類）および現行定款第9条（株主・登録質権者又はそれらの法定代理人の住所・氏名・印鑑）は、その内容を株式取扱規則に定めることから、これを削除するものであります。

4. 第25条（取締役会招集の通知）および第34条（監査役会招集の通知）について、取締役会と監査役会のより機動的な運営を可能にするため、招集通知発出の期間を短縮することができるよう、所要の変更を行なうものであります。

5. 上記変更に伴い、条数の繰り下げを行なうものであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総則</b></p> <p>第 1 条 (商 号)<br/>(条文省略)</p> <p>第 2 条 (所在地)<br/>(条文省略)</p> <p>第 3 条 (目 的)<br/>(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 4 条 (公 告)<br/>本会社の公告は、電子公告による。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株式</b></p> <p>第 5 条 (株式総数・<u>1 単元の株式の数</u>・単元未満株券の不発行)<br/>本会社が発行する株式の総数は、60億株とする。但し、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。<br/><u>1 単元の株式の数は1,000株とする。</u><br/><u>1 単元未満の株式について株券を発行しない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第 6 条 (自己株式の取得)<br/>本会社は、商法第211条の3第1項第2</p> | <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総則</b></p> <p>第 1 条 (商 号)<br/>(現行どおり)</p> <p>第 2 条 (所在地)<br/>(現行どおり)</p> <p>第 3 条 (目 的)<br/>(現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機 関)<br/><u>本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u><br/><u>1. 取締役会</u><br/><u>2. 監査役</u><br/><u>3. 監査役会</u><br/><u>4. 会計監査人</u></p> <p>第 5 条 (公告方法)<br/>本会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株式</b></p> <p>第 6 条 (発行可能株式総数・<u>単元株式数</u>・単元未満株券の不発行)<br/>本会社の発行可能株式総数は、60億株とする。<br/><u>本会社の単元株式数は、1,000株とする。</u><br/><u>本会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>第 7 条 (株券の発行)<br/><u>本会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>号の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を買受けることができる。</u></p>                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p><u>第7条（株券の種類）</u><br/> <u>本会社の株券の種類は、取締役会の決議をもってこれを定める。</u></p>                                                                                                                                                           | (削除)                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                                  | <p><u>第8条（単元未満株式についての権利）</u><br/> <u>本会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u><br/> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u><br/> 2. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u><br/> 3. <u>次条に定める請求をする権利</u></p> |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                                  | <p><u>第9条（単元未満株式の買増し）</u><br/> <u>本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>                                                                                                                   |
| <p><u>第8条（基準日）</u><br/> <u>本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とみなす。</u><br/> <u>前項のほか、必要ある場合は、予め公告して、株主若しくは登録質権者として権利を行使すべき者を確定する日を定めることができる。</u></p> | <p>(削除)</p>                                                                                                                                                                                                                           |
| <p><u>第8条の2（名義書換代理人）</u><br/> <u>本会社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u><br/> <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、こ</u></p>                                                                                                               | <p><u>第10条（株主名簿管理人）</u><br/> <u>本会社は、株主名簿管理人を置く。</u><br/> <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。この場合、本会社の株主名</u></p>                                                                                                            |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>れを公告する。この場合、本会社の株主名簿及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り、届出の受理等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第9条 (株主・登録質権者又はそれらの法定代理人の住所・氏名・印鑑)<br/> <u>株主・登録質権者又はそれらの法定代理人は、その住所・氏名及び印鑑を届出でなければならない。</u><br/> <u>前項に掲げた者が外国に住所を有するときは、日本国内に通知をうけるべき仮住所又は代理人を定めて、これを届出でなければならない。</u><br/> <u>前2項の届出事項を変更したときも同様とする。</u></p> <p>第10条 (株式取扱規則)<br/> <u>本会社株式の名義書換・実質株主通知の受理・質権の登録・信託財産の表示・株券の再交付・株券喪失登録の手續・単元未満株式の買取り・諸届・手数料その他株式に関する取扱については、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第11条 (株主総会開催時期)<br/> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第12条 (株主総会の議長)<br/> (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>(削除)</p> <p>第11条 (株式取扱規則)<br/> 本会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手續に関する取扱いについては、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 株主総会</b></p> <p>第12条 (株主総会開催時期)<br/> (現行どおり)</p> <p>第13条 (定時株主総会の基準日)<br/> <u>本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第14条 (株主総会の議長)<br/> (現行どおり)</p> <p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第13条 (株主総会の決議の方法)<br/> <u>株主総会の決議は、出席した株主の議決権の数の如何に拘らず、その議決権の過半数をもってする。但し、法令又は本定款に別段の定めがある場合はこれによる。</u><br/> <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってする。</u></p> <p>第14条 (議決権の代理行使)<br/> 株主が代理人によって議決権を行使するときは、その代理人は本会社の議決権を有する株主でなければならない。<br/> <u>株主又は代理人は、総会毎に委任状を本会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第15条 (株主総会議事録)<br/> <u>株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名捺印する。</u></p> | <p>本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条 (株主総会の決議の方法)<br/> <u>株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u><br/> <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>第17条 (議決権の代理行使)<br/> 株主が代理人によって議決権を行使するときは、その代理人は本会社の議決権を有する株主1名でなければならない。<br/> <u>株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第18条 (株主総会議事録)<br/> <u>株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</u></p> |
| <p><b>第 4 章 取締役及び取締役会</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p><b>第 4 章 取締役及び取締役会</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>第16条 (取締役の数)<br/> (条文省略)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <p>第19条 (取締役の数)<br/> (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>第17条 (取締役の選任)<br/> 取締役は、株主総会で選任する。<br/> 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。<br/> 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>第20条 (取締役の選任)<br/> <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u><br/> <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第18条 (代表取締役及び役付取締役の選任)<br/> <u>取締役会は、その決議をもって取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名、取締役副社長・専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u><br/> <u>会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>第19条 (役付取締役の分掌)<br/> (条文省略)</p> <p>第20条 (取締役の任期)<br/> <u>取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br/> <u>増員又は補欠のため就任した取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第21条 (取締役の報酬)<br/> <u>取締役の報酬は、株主総会でこれを定める。</u></p> <p>第22条 (取締役会招集の通知)<br/> <u>取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。</u></p> <p>第23条 (取締役会の招集権者及び議長)<br/> (条文省略)</p> <p>第24条 (取締役会の決議の方法)<br/> <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってする。</u><br/> (新設)</p> | <p>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>第21条 (代表取締役及び役付取締役)<br/> <u>取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名、取締役副社長・専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u><br/> <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>第22条 (役付取締役の分掌)<br/> (現行どおり)</p> <p>第23条 (取締役の任期)<br/> <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/> <u>増員又は補欠のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第24条 (取締役の報酬等)<br/> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第25条 (取締役会招集の通知)<br/> <u>取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第26条 (取締役会の招集権者及び議長)<br/> (現行どおり)</p> <p>第27条 (取締役会の決議の方法)<br/> <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u><br/> <u>本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったも</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第25条（取締役会議事録）<br/>取締役会の議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>第25条の2（取締役の責任免除）<br/>本公司は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役及び監査役会</b></p> <p>第26条（監査役の数）<br/>（条文省略）</p> <p>第27条（監査役の選任）<br/>監査役は、株主総会で選任する。<br/>前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>第28条（監査役の任期）<br/>監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br/>補欠のため就任した監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第29条（監査役報酬）<br/>監査役の報酬は、株主総会<u>これを定める。</u></p> <p>第30条（監査役会招集の通知）<br/>監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日より3日前に発するものとする。</p> | <p style="text-align: center;"><u>のとみなす。</u></p> <p>第28条（取締役会議事録）<br/>取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>第29条（取締役の責任免除）<br/>本公司は、<u>会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役及び監査役会</b></p> <p>第30条（監査役の数）<br/>（現行どおり）</p> <p>第31条（監査役の選任）<br/>監査役は、株主総会<u>決議によって選任する。</u><br/>前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第32条（監査役の任期）<br/>監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/>補欠のため選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第33条（監査役報酬等）<br/>監査役報酬等<u>は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第34条（監査役会招集の通知）<br/>監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日より3日前までに発する。<u>但し、緊急</u></p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第31条（監査役会の決議の方法）<br/>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってする。</p> <p>第32条（監査役会議事録）<br/>監査役会の議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>第32条の2（監査役の実任免除）<br/>本公司は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役の実任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>（新設）</p> | <p>の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第35条（監査役会の決議の方法）<br/>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>第36条（監査役会議事録）<br/>監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p> <p>第37条（監査役の実任免除）<br/>本公司は、会社法第426条第1項の規定により、<u>会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u><br/>本公司は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> |
| <p><b>第 6 章 計 算</b></p>                                                                                                                                                                                                                             | <p><b>第 6 章 計 算</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>第33条（決算期）<br/>本公司の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とし、<u>3月31日を決算期とする。</u></p> <p>（新設）</p>                                                                                                                                                              | <p>第38条（事業年度）<br/>本公司の<u>事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>第39条（剰余金の配当等の決定機関）<br/>本公司は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>第34条（利益配当金の支払）</u><br/> <u>本会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録の株主又は登録質権者にこれを支払う。</u></p> <p><u>第35条（中間配当）</u><br/> <u>本公司は取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録の株主又は登録質権者に対し、中間配当（商法第293条の5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。）をすることができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>第36条（利益配当金等の除斥期間）</u><br/> <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から5年を経過したときは、本公司に帰属する。</u></p> | <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第40条（剰余金の配当の基準日）</u><br/> <u>本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u><br/> <u>本会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u><br/> <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p><u>第41条（配当金の除斥期間）</u><br/> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から5年を経過したときは、本公司に帰属する。</u></p> |

### 第3号議案 取締役9名選任の件

現在の取締役全員（9名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

(※印は新任候補者)

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略 歴<br>(地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)                                                                                                                             | 所有する当社の株式の数 |
|-------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | みず ことし こう し<br>水 越 浩 士<br>(昭和13年9月1日) | 昭和36年4月 当社入社<br>平成元年6月 当社取締役<br>平成3年6月 当社常務取締役<br>平成5年6月 当社専務取締役<br>平成8年6月 当社取締役副社長<br>平成11年4月 当社取締役社長、執行役員<br>平成15年6月 当社取締役社長<br>平成16年4月 当社取締役会長<br>現在に至る | 249,000株    |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略 歴<br>(地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                         | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-----------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 2         | いぬ ぶし やす お<br>犬 伏 泰 夫<br>(昭和19年2月10日) | 昭和42年4月 当社入社<br>平成8年6月 当社取締役<br>平成11年4月 当社取締役、執行役員<br>平成11年6月 当社常務執行役員<br>平成12年6月 当社取締役、常務執行役員<br>平成13年6月 当社専務執行役員<br>平成14年6月 当社取締役副社長、執行役員<br>平成15年6月 当社取締役副社長<br>平成16年4月 当社取締役社長<br>現在に至る                            | 114,000株        |
| 3         | さ とう ひろ し<br>佐 藤 廣 士<br>(昭和20年9月25日)  | 昭和45年4月 当社入社<br>平成8年6月 当社取締役<br>平成11年4月 当社取締役、執行役員<br>平成11年6月 当社常務執行役員<br>平成12年6月 当社取締役、常務執行役員<br>平成14年6月 当社取締役、専務執行役員<br>平成15年6月 当社専務取締役<br>平成16年4月 当社取締役副社長<br>現在に至る<br><br>(他の法人等の代表状況)<br>・株式会社国際健康開発センタービル代表取締役社長 | 137,000株        |
| 4         | き むら とし お<br>木 村 敏 夫<br>(昭和18年6月13日)  | 昭和42年4月 当社入社<br>平成8年6月 当社取締役<br>平成11年6月 当社常務執行役員<br>平成14年6月 当社専務執行役員<br>平成16年4月 当社副社長執行役員<br>平成16年6月 当社取締役副社長<br>現在に至る                                                                                                 | 108,000株        |
| 5         | こ なに しげ とお<br>小 谷 重 遠<br>(昭和20年3月1日)  | 昭和46年4月 当社入社<br>平成10年6月 当社取締役<br>平成11年4月 当社取締役、執行役員<br>平成11年6月 当社執行役員<br>平成12年6月 当社常務執行役員<br>平成15年6月 当社専務取締役<br>平成17年4月 当社取締役副社長<br>現在に至る                                                                              | 96,000株         |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                           | 略 歴<br>(地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)                                                                                                                                                                                       | 所有する当社<br>の株式の数 |
|-----------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 6         | なか やま ひろ ゆき<br>中山 裕之<br>(昭和21年 5月22日)      | 昭和44年 4月 当社入社<br>平成11年 4月 当社執行役員<br>平成14年 6月 当社常務執行役員<br>平成16年 4月 当社専務執行役員<br>平成16年 6月 当社専務取締役<br>現在に至る                                                                                                              | 56,000株         |
| 7         | まつ たに たか し<br>松 谷 高 志<br>(昭和23年 8月24日)     | 昭和46年 4月 当社入社<br>平成11年11月 当社執行役員<br>平成14年 6月 当社取締役、執行役員<br>平成15年 6月 当社常務取締役<br>平成17年 4月 当社専務取締役<br>現在に至る                                                                                                             | 89,000株         |
| 8         | あい だ いさお<br>藍 田 勲<br>(昭和20年 9月21日)         | 昭和44年 4月 当社入社<br>平成12年 6月 当社執行役員<br>平成15年 6月 当社常務執行役員<br>平成16年 6月 当社常務取締役<br>平成17年 4月 当社専務取締役<br>現在に至る<br><br>(他の法人等の代表状況)<br>・ 神鋼タセト株式会社代表取締役社長<br>・ K O B E ウェルディングワイヤ株式会社代表取締役社長<br>・ エヌアイ・コウベ・ウェルディング株式会社代表取締役社長 | 70,000株         |
| 9         | ※<br>こ やま けい じ<br>小 山 敬 治<br>(昭和23年 1月 2日) | 昭和46年 4月 当社入社<br>平成12年 6月 当社鉄鋼部門企画管理部長<br>平成13年 6月 当社執行役員<br>平成15年 6月 当社常務執行役員<br>平成17年 4月 当社専務執行役員<br>現在に至る<br><br>(他の法人等の代表状況)<br>・ コバルコ メタル パウダー オブ アメリカ インコーポレー<br>テッド代表取締役会長                                    | 56,000株         |

(注) 平成18年 4月27日に開催された当社取締役会において決定した当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)につきましては、本定時株主総会后、最初に開催される取締役会においてその継続または改廃を決定いたしますが、各候補者は、かかる対応方針の継続に賛同の意を示しております。また、平成18年 5月19日に開催された当社取締役会において選任した独立委員会の委員は、本定時株主総会后、最初に開催される取締役会終了の時をもって任期満了となることから、当

該取締役会において改めて委員の選任を行ないますが、各候補者は、現在の委員の再任に賛同の意を示しております。

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の内容および独立委員会の委員につきましては、46ページから54ページに掲載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」（平成18年4月27日付プレスリリース）および「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）における独立委員会の委員選任に関するお知らせ」（平成18年5月19日付プレスリリース）をご参照ください。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

監査役高田治氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

（※印は新任候補者）

| 氏名<br>（生年月日）                           | 略歴<br>（地位および担当ならびに他の法人等の代表状況）                                                                         | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| ※<br>あさ 浅岡 とおる<br>おか 徹<br>（昭和20年5月30日） | 昭和44年7月 当社入社<br>平成11年4月 当社執行役員<br>平成13年6月 当社取締役、常務執行役員<br>平成15年6月 当社常務取締役<br>平成16年4月 当社専務取締役<br>現在に至る | 102,000株    |

以上

会社名 株式会社神戸製鋼所  
(URL <http://www.kobelco.co.jp>)  
代表者名 代表取締役社長 犬伏 泰夫  
(コード番号 5406 東証・大証・名証)  
問合せ先 執行役員秘書広報部長 泉 博二  
(TEL 03-5739-6010)

## 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について

当社は、本日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、特定株主グループの議決権割合が15%以上となるような当社株券等の買付行為に対する対応方針（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 1. 大規模買付ルール策定の目的

昨今のわが国の資本市場においては、株主・投資家等に十分な情報開示が行われることなく、突如として株式等の大規模買付が行われる事例が少なからず見受けられます。当社においてそのような事態に至った場合、その結果として当社の企業価値および株主共同の利益が損なわれる可能性も否定できません。

大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、いうまでもなく、当社株主の皆様によってなされるべきものですが、そのためには、当社株主の皆様に対して、大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するのに必要な情報を大規模買付者および当社取締役会の双方から提供し、株主の皆様においてそれらの情報を評価検討する時間および代替案の提示を受ける機会が保証されることが不可欠と考えております。

また、当社に回復し難い損害をもたらす、あるいは当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる大規模買付行為に対しては、対抗措置を講じる必要があります。

こうした観点から当社は、企業価値および株主共同の利益の確保と向上のために、大規模買付ルールを策定するものです。

### 2. 大規模買付ルールの内容

#### (1) 大規模買付ルールの趣旨

当社株券等に対する買付が行われる場合に、株主の皆様がこのような買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報を事前に提供することを大規模買付者に求めるとともに、提供された情報に基づき、当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過するまで大規模買付行為が開始されないようにするものです。

#### (2) 独立委員会の設置

当社は、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、大規模買付ルールに則った手続の客観性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を別紙に定める要領により設置いたします。

独立委員会は、下記(3)に従い大規模買付者から提供される情報が十分か否か等の判断ならびに下記(5)～(7)に記載する対抗措置の発動および中止の可否についての当社取締役会への勧告等を行います。

#### (3) 本必要情報の提供

##### (a) 趣旨

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、大規模買付者の提案が企業価値および株主共同の

利益を高めるものか否かについて、株主の皆様および当社取締役会による判断に供するため、当社取締役会に対し、下記 (b) に記載する情報を下記 (c) に定める手続に従って提供して頂きます。

(b) 求める情報

1) 要件

大規模買付者には、上記 (a) の趣旨に照らし必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供して頂きます。本必要情報の具体的内容は原則として次項2) に例示する項目ですが、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容により異なるため、下記 (c) 2) に記載のとおり、当社より交付いたします本必要情報リストにより定めることといたします。

2) 本必要情報の具体的内容

- ①大規模買付者およびそのグループの概要
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容（買付を予定する議決権割合を含む。）
- ③大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および内容
- ④買付対価の算定根拠
- ⑤買付資金の裏付け（大規模買付者に対する資金の供与者の有無、名称その他の概要を含む。）
- ⑥大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、財務計画、資産活用策
- ⑦大規模買付行為完了後に意図する当社および当社グループの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策ならびに当該施策が当社および当社グループの企業価値を向上させることの具体的な根拠
- ⑧当社および当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社および当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無、内容

(c) 本必要情報提供にかかる手続

1) 大規模買付者による意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合、まず、当社代表取締役宛に「意向表明書」をご提出いただきます。意向表明書には、当社の定める書式により、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要を記載いただいたうえ、大規模買付ルールに従う旨を誓約していただきます。

2) 当社からの本必要情報リストの交付

当社は、意向表明書受領後5営業日以内に、大規模買付者に提供していただく本必要情報のリストを大規模買付者に交付いたします。

3) 大規模買付者による情報の提供および開示

大規模買付者には、本必要情報リストの交付後速やかに本必要情報を当社取締役会に対し提供していただくこととし、当社取締役会は当該情報を受領後直ちに独立委員会に提出し、独立委員会の判断に供します。大規模買付者が提供した本必要情報が必要かつ十分なものではないと独立委員会が合理的に判断した場合、追加的に情報提供していただくことがあります。独立委員会が必要かつ十分な情報の提供を受けたと判断した場合には、適時適切な方法によりその旨の開示を行います。

なお、大規模買付行為の意向表明等があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると独立委員会において合理的に判断される場合には、その全部または一部を公表することといたします。

(4) 取締役会による検討評価

大規模買付行為の検討評価の難易度に応じ、上記 (3) (c) 3) に従い独立委員会が必要かつ十分な本必要情報の提供を受けたと判断した旨開示した日から、(i) 対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は60日間、(ii) (i) 以外の大規模買付行為の場合は90日間

を当社取締役会の検討評価期間（以下、「買付行為評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。

当社取締役会は、買付行為評価期間中、必要に応じ外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報の評価・検討を行い、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することがあります。

独立委員会は、買付行為評価期間中、大規模買付者が提供した情報と当社取締役会が提供した情報の分析評価を行うものとし、その結果に基づき対抗措置を発動すべきか否かを当社取締役会に勧告するものいたします。

また、独立委員会は、買付行為評価期間を延長する必要があると合理的に判断される場合には、買付行為評価期間を相当期間延長することができるものとし、大規模買付行為は、延長後の買付行為評価期間の終了後に開始されるべきものとし、この場合、独立委員会は、買付行為評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、決議後速やかに公表を行います。

#### (5) 大規模買付がなされたときの対応

##### (a) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は原則として下記（8）に記載する対抗措置をとることといたします。

##### (b) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

###### 1) 基本的考え

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明や代替案の提示を行うこと等により、当社株主の皆様を説得することにとどめ、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとらないものとし、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者の買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

しかしながら、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすと認められる場合や当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、下記（8）に記載する対抗措置をとることがあります。

具体的には、下記2）に記載する類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす場合や当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

###### 2) 対抗措置をとる場合

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等（下記5．（5）に定義します。以下同じ。）の買収を行っていると判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆる焦土化経営）
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買収を行っている場合
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする目的で当社株券



等の買取を行っている」と判断される場合

- ⑤大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買取（最初の買付で全株券等の買付を勧誘することなく、二段目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付を行うことをいいます。）など、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥大規模買付者による支配権取得により、従業員・取引先・顧客・地域社会その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に当社株主全体の利益、企業価値が著しく毀損されると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑦買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付である場合

(6) 対抗措置の発動手続（公正性の担保）

上記（5）に記載のとおり、大規模買付ルールに則って一連の手続が行われたか否かおよび大規模買付ルールが遵守された場合であっても対抗措置をとるか否かの判断にあたっては、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社取締役会は、独立委員会に対し、対抗措置発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、対抗措置の発動の是非について勧告を行います。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、独立委員会は、その勧告の概要、その他独立委員会が適切と判断する事項につき、決議後速やかに公表を行います。

(7) 対抗措置の発動の停止等

独立委員会は、新株予約権無償割当てが当社取締役会において一旦決議され、または、権利の割当てが行われた後においても、下記のような事情がある場合には、本新株予約権を行使することができる日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、割当て後においては本新株予約権の無償取得を含む、新たな勧告を行うことができるものとします。

具体的には、当該決議後、(a) 大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または、(b) 上記勧告の判断の前提となった事実関係等に重大な変動が生じ、(i) 大規模買付者等による買付等が上記2. (5) に定める対抗措置を発動する要件のいずれにも該当しないか、もしくは、(ii) 該当しても新株予約権無償割当てを行うこともしくは本新株予約権を行使させることが相当でないと、独立委員会が判断するに至った場合には、新株予約権無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。この場合においても、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得等について決定いたします。

独立委員会は、当該勧告の概要その他独立委員会が必要と認める事項について決議後速やかに情報開示を行います。

(8) 対抗措置の内容（新株予約権無償割当て）

上記（5）および（6）に基づき大規模買付行為に対し対抗措置をとることとなった場合、当社取締役会の決議により、大規模買付者（特定株主グループを含みます。以下、本（8）において同じ。）は新株予約権を行使できないこと等、以下に定める条件を設けた新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様様に割り当てることとし、当社取締役会は、新株予約権無償割当てを受けるべき株主を定めるための基準日（以下、「割当日」といいます。）を定めます。

なお、本新株予約権の条件は、本年5月1日施行予定の会社法に基づいています。

(a) 新株予約権無償割当ての対象となる株主および割り当てる新株予約権の数

割当日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その

所有株式（但し、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で新株予約権を新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

(b) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個当たり、当社取締役会が別途定める数とします。

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行います。

(c) 新株予約権無償割当てが効力を生じる日

新株予約権無償割当ては、割当日または当社取締役会が別途定める日をもってその効力を生ずるものとします。

(d) 新株予約権の行使に際して出資される財産およびその財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その財産の価額は新株予約権1個あたり1円とします。

(e) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間は、新株予約権無償割当てが効力を生じた日から120日以内で当社取締役会が定める期間とします。

(f) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

(g) 新株予約権の行使条件

大規模買付者は新株予約権を行使できないものとします。また、当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権を譲り受けた者も新株予約権を行使できないものとします。

新株予約権は、大規模買付行為が完了したことを当社取締役会が認めて公表した日から10日を経過した後でなければ行使できないものとします。

(h) 新株予約権の取得に関する事項

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって新株予約権を取得することができるものとします。ただし、大規模買付者が保有する新株予約権および当社取締役会の承認を得ることなく新株予約権を譲り受けた者が保有する当該新株予約権については取得しないものとすることができます。

なお、当社がかかる新株予約権の取得を行う場合、新株予約権1個につき、当社取締役会が別途定める数の当社株式をその対価として交付する場合があります。

(i) 端数の切り捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てるものとします。

(j) その他

その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとします。

(9) 権利行使の停止

上記(8)の定めにかかわらず、当社が、法令（外国の法令を含みます。本(9)において同じ。）を遵守するために、何らかの措置を講ずることまたは講ずる必要があることを決定した場合、当社は、その措置を講ずるためまたは当該法令を遵守するために、法令で許容される限りにおいて、合理的な期間にわたり本新株予約権の行使を停止することができます。上記の停止が行われた場合、当社は、速やかに、本新株予約権の行使が停止された旨を公表します。ただし、法令で許容される限りにおいて、本新株予約権の保有者その他の関係者に対する通知は行いません。

### 3. 株主および投資家の皆様に与える影響等

(1) 大規模買付ルール導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールの導入時においては、新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当てを行うことがあります。本新株予約権の仕組上当社株主の皆様（大規模買付ルールにより本新株予約権を行使することができない大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失をこうむるような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が新株予約権無償割当てを決定した場合には、適用される法令、証券取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

(3) 対抗措置発動の中止時に株主および投資家の皆様に与える影響

上記2. (7)に記載のとおり、独立委員会は、新株予約権無償割当てが当社取締役会において一旦決議され、または、権利の割当てが行われた後においても、本新株予約権を行使することができる日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、割当ての後においては本新株予約権の無償取得を含む、新たな勧告を行うことがあります。

なお、新株予約権無償割当ての決議がなされた後、新株予約権無償割当てが中止され、または割当ての後に全ての新株予約権が当社により取得された場合には、一株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の株価の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主および投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

(4) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

(a) 名義書換手続

新株予約権無償割当てを行うことが決議された場合、別途当社取締役会が決定し公告する基準日（割当日）までに名義書換を完了していただかない限り、新株予約権無償割当てを受けることができませんので、株主の皆様におかれましては、速やかに株式の名義書換手続を行っていただく必要があります（なお、証券保管振替機構への預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。）。

(b) 本新株予約権の申込手続

本新株予約権は、新株予約権無償割当ての方法により株主の皆様へ割り当てられ、割当日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、当該新株予約権無償割当てが効力を生じる日において当然に新株予約権者となることから、特段の手続は必要ありません。

(c) 本新株予約権の行使手続

本新株予約権を行使する場合には、新株予約権無償割当て後、株主の皆様におかれましては権利行使期間内に本新株予約権1個あたり1円を払込取扱場所に払い込んで頂く必要があります。

本新株予約権に、本新株予約権を当社株式と引換えに取得することができるの条項が定められている場合には、当社が取得の手続をとれば、当社取締役会が取得の対象として決定した本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになります。

#### 4. 株主意思の確認方法

(1) 当社の状況

当社では、平成11年に定款を変更して取締役の任期を1年としており、取締役は毎年6月の定時株主総会で選任されることとなっております。

また、大規模買付ルールは、平成18年4月27日開催の当社取締役会において全取締役の賛成により決定され、社外監査役を含む当社監査役全員によって、具体的運用が適正に行われることを条件として賛成する旨の意見が述べられたものです。

(2) 株主意思の確認方法

大規模買付ルールの継続または改廃については、定時株主総会后、最初に開催される取締役会に

において決定されるものとし、大規模買付ルールの継続または改廃は、毎年の当社定時株主総会において株主の皆様が選任された取締役によって構成される取締役会において決定されることとなります。その検討結果につきましては、当社取締役会は決定後速やかに公表を行うものいたします。

なお、取締役候補者の大規模買付ルールに対する賛否は、当社株主総会の取締役選任議案に記載することといたします。

## 5. 定義

### (1) 大規模買付行為

特定株主グループの議決権割合を15%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為または結果として特定株主グループの議決権割合が15%以上となるような当社株券等の買付行為をいいます。

### (2) 大規模買付者

大規模買付行為を行う者をいいます。

### (3) 特定株主グループ

当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）または当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）をいいます。

### (4) 議決権割合

特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等（証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数〔同項に規定する保有株券等の数をいいます。〕も計算上考慮されるものとします。）または(ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者およびその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者および当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

### (5) 当社株券等

証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものをいいます。

## 6. その他

### (1) 言語

大規模買付ルールに基づく本必要情報の提供その他当社への通知、連絡は日本語により行われるものいたします。

### (2) 大規模買付ルールの見直し

当社取締役会は、関係諸法令の整備の状況その他の情勢の変化を踏まえ、当社の企業価値および株主共同の利益の更なる向上の観点から、大規模買付ルールを随時見直しで参ります。なお、大規模買付ルールの見直しを行った場合には、速やかにその旨の公表を行うものいたします。

### (3) 大規模買付ルールの施行日

大規模買付ルールは平成18年5月1日より施行いたします。

以 上

## 別紙 独立委員会の概要

### 1. 構成

独立委員会の構成員数は、3名以上とし、社外の弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等および社外の経営者の中から当社取締役会が選任した方々により構成されることといたします。

### 2. 任期

委員の任期は、選任後最初に到来する当社定時株主総会後、最初に開催される取締役会終了のときまでとし、当該委員が再任することを妨げないものとします。

### 3. 権限および責任

独立委員会は、以下に記載する事項について決議に基づく決定を行い、④から⑥については、当該決定に基づき当社取締役会に対して勧告を行うものといたします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、最終的な決定を行います。

- ①大規模買付者が提供する情報が必要かつ十分なものであるかどうかの判断
- ②大規模買付者が提供した本必要情報および当社取締役会が提供した情報の分析ならびに評価
- ③買付行為評価期間の延長が必要かどうかの判断
- ④大規模買付ルールが遵守されたか否かの判断
- ⑤上記②に記載する分析評価等を踏まえた上で対抗措置をとるべきか否かの判断
- ⑥対抗措置を中止すべきか否かの判断
- ⑦その他当社の企業価値および株主共同の利益の確保と向上に必要な事項であって当社取締役会が諮問した事項

### 4. 決議方法

独立委員会の決議は、原則全員出席としてその過半数をもって行うことといたしますが、やむをえない場合には過半数の出席および出席者の過半数をもって行うことといたします。

### 5. その他

- ①独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。
- ②大規模買付者による買付提案が行われない場合であっても、半期に1回、定時独立委員会を開催し、当該半期における当社の各事業を取巻く環境、事業の概況等上記3.に記載の判断を行うために必要な情報の収集を行うことといたします。

以 上

会社名 株式会社神戸製鋼所  
(URL <http://www.kobelco.co.jp>)  
代表者名 代表取締役社長 犬伏 泰夫  
(コード番号 5406 東証・大証・名証)  
問合せ先 執行役員秘書広報部長 泉 博二  
(TEL 03-5739-6010)

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）における  
独立委員会の委員選任に関するお知らせ

当社は、本年4月27日取締役会にて決定いたしました当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）における独立委員会の委員について、本日開催された取締役会において委員選任を決議いたしましたので、下記のとおりご報告申し上げます。

記

<委員>

土肥 孝治（どひ たかはる）

（略 歴） 1958年4月 検事任官  
1993年7月 大阪高等検察庁検事長  
1995年7月 東京高等検察庁検事長  
1996年1月 最高検察庁検事総長  
1998年6月 退官  
1998年7月 弁護士登録（現在に至る）

津村 準二（つむら じゅんじ）

（略 歴） 1958年4月 東洋紡績株式会社 入社  
1990年6月 取締役  
1995年6月 常務取締役  
1997年6月 専務取締役  
1999年6月 取締役社長  
2005年6月 取締役会長（現任）

加護野 忠男（かごの ただお）

（略 歴） 1970年3月 神戸大学経営学部 卒業  
1979年4月 神戸大学経営学部 助教授  
1988年11月 神戸大学経営学部 教授  
1998年4月 神戸大学経営学部 学部長  
1999年4月 神戸大学大学院経営学研究科 科長 教授（現任）

以上

## 議決権の行使等についてのご案内

- インターネットにより議決権を行使される場合のお手続き等について
  - お手続きは、インターネットに接続が可能なパソコンにより、議決権行使サイト (<https://www.evoting.tr.mufg.jp>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議決権行使書に記載のログインIDおよび仮パスワード（または株主様が登録されたパスワード）をご入力の上、議決権を行使ください。  
(注) 携帯電話、PDA、ゲーム機等には対応していません。
  - インターネットによる議決権の行使は、平成18年6月6日(火)から平成18年6月27日(火)午後5時30分までに行行使されるようお願いいたします。なお、毎日午前1時から午前5時まではお取り扱いを休止します。
  - 議決権の行使は、お手許の議決権行使書用紙による郵送にて議決権を行使する方法、または当社の議決権行使サイトによる方法のいずれか一方によってのみ行使することができます。双方で行行使することのないようご注意ください。  
なお、双方で行行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
  - インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行なわれた行使を有効として取り扱わせていただきます。
  - インターネットをご利用いただくための費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- 【機関投資家向け】議決権電子行使プラットフォームについて  
当社株主総会における電磁的方法による議決権の行使方法として、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。
- 株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法  
株主総会参考書類、営業報告書、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.kobelco.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- 代理人による議決権行使  
議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。代理権を証明する書面として委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください。

### <株主総会に関するお手続きサイトに係るご照会先>

- パソコンの操作方法等についてご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

|               |                        |
|---------------|------------------------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 証券代行部                  |
| 電話            | 0120-858-696 (フリーダイヤル) |
| 受付時間          | 土・日曜日、休日を除く 午前9時～午後9時  |

- 上記1. 以外のご不明な点は、下記にお問い合わせください。

|               |                        |
|---------------|------------------------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 証券代行部                  |
| 電話            | 0120-707-696 (フリーダイヤル) |
| 受付時間          | 土・日曜日、休日を除く 午前9時～午後5時  |

以上

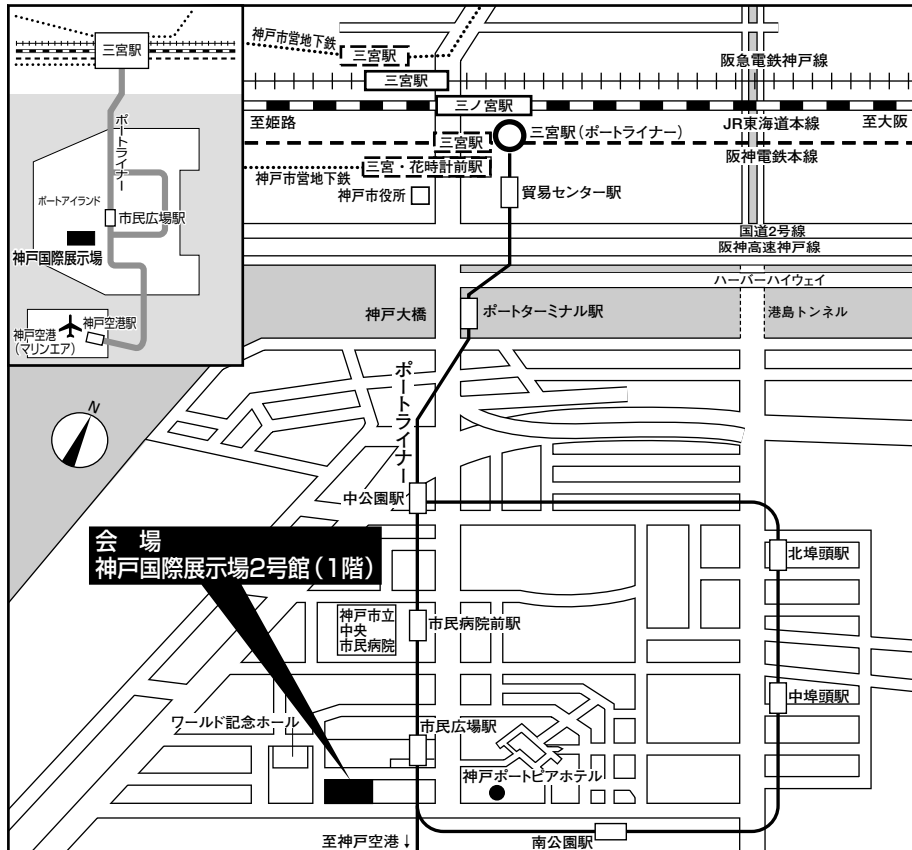
# 株主総会会場ご案内図

会 場 神戸市中央区港島中町6丁目11番1  
神戸国際展示場2号館(1階)

交通機関 神戸新交通ポートライナー

会場へはポートライナー「三宮駅」にて乗車、「市民広場駅」下車、  
西へ徒歩約3分。

(ポートライナー「三宮駅」は、JR三ノ宮駅、阪急電鉄・阪神電鉄・  
神戸市営地下鉄三宮駅、同地下鉄三宮・花時計前駅乗りかえ。)



(お願い)

●当日は、会場周辺の道路の渋滞も予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。